

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」

こども家庭センターの 業務に関する実践ポイント集



令和7年3月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。

はじめに



本ポイント集の目的

- 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)において、市区町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされています。
- 本ポイント集は、全国のこども家庭センター職員のみなさんが、センターの設置・運営に関して、あるいはセンター業務を行う上で感じるお悩みに対して、実践のポイントとなる点を取りまとめたものです。
- 本ポイント集の特徴は、アンケートやヒアリングで聞いた現場の実践例を掲載していることです。ぜひ、解説だけではなく、他市区町村の支援の工夫をご覧ください。



主な読み手・活用方法

- 以下のようなお悩みを持つ、市区町村こども家庭センター等の職員の方を主な読み手として想定しています。
 - センター未設置で、必要な組織運営や新に付加された業務の具体的なイメージを十分に描けていない
 - センターは設置したが、既存の取組・業務や会議体から何を変えたらよいか・強化したらよいかなど検討している
 - センターで行う取組の意義や内容について、職員全体で意識合わせがしたいが、きっかけが掴めない
- ご自身の実践に役立てるためにお手元で参照したり、センター職員同士で読み合わせを行うことで、センターの主要業務について理解を深めることができます。
- そのほか、市区町村業務の支援に関わる都道府県職員の方が、市区町村向けの研修や説明等を行う際の資料として活用したり、関係機関のみなさんがこども家庭センターの業務理解を深める資料としても活用いただけます。



■ 本ポイント集の構成は、以下の通りです。

Step1 理念を知る

1. こども家庭センターにおける支援の考え方

P8~

- こども家庭センターの概要や期待される役割、従来から強化されているポイントなどを解説します。

Step2 体制を知る

2. こども家庭センターの体制構築

P21~

- センターの人員体制の整備や建物・フロア、一体的支援の体制に関する工夫などを解説します。

Step3 業務を知る

3. サポートプランの作成・手交

- サポートプランの作成対象や活用方法、様式例などを解説します。

P38~

4. 両機能による一体的支援(合同ケース会議など)

- 参加者、協議対象、進め方の工夫などを解説します。

P60~

5. 家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置

- 家庭支援事業の活用促進、利用勧奨・措置の流れなどを解説します。

P71~

6. 地域資源の把握・開拓

- 地域資源の把握や開拓の進め方などを解説します。

P83~

7. 要対協の運営、多機関協働

- 要保護児童対策地域協議会(要対協)の会議や進行管理の工夫、関係機関との連携のポイントなどを解説します。

P92~



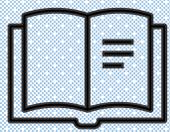
本ポイント集で紹介する事例について

はじめに

自治体名	人口	0~18歳 未満人口	2 (体制)	3 (サポート プラン)	4 (一体的 支援)	5 (家庭支援 事業)	6 (地域資源 開拓)	7 (要対協・ 連携)
長野県阿智村	5,931	951	●	●		●		
福井県高浜町	9,637	1,389	●	●			●	●
宮城県涌谷町	14,480	1,590		●				●
秋田県仙北市	23,230	2,339		●	●	●		●
福島県喜多方市	42,046	6,126		●	●	●		●
千葉県袖ヶ浦市	66,041	10,782		●	●	●		●
茨城県守谷市	70,627	12,456		●		●		●
大分県別府市	112,010	14,276	●					●
三重県伊勢市	119,706	16,401	●			●		●
静岡県藤枝市	140,365	20,806	●		●			●
神奈川県横浜市 泉区	151,226	21,077	●	●			●	
東京都府中市	261,080	38,492	●				●	●

(注)並び順は人口による。人口・0~18歳未満人口は令和6年4月1日時点。(※阿智村の0~18歳未満人口は令和6年8月1日時点、横浜市泉区の人口と0~18歳未満人口は令和6年3月31日時点、府中市の人口と0~18歳未満人口は令和6年10月1日時点。)

各事例の詳細を知りたい方は、本事業の報告書もあわせてご確認ください。

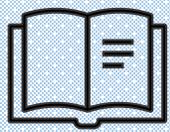


本ポイント集のご活用にあたって

- 本ポイント集にて紹介している事例はあくまで「**ヒント**」であり、唯一ある「正解」ではありません。解説や事例を参考に、それぞれの市区町村の状況に合った仕組みや運営方法、実践内容を検討してください。
- こども家庭センターの運営に関しては、令和6年3月に「こども家庭センターガイドライン」が作成されています。本ポイント集では、ガイドラインと重複する内容はすべてガイドラインのページ番号を掲載しています。各項目の詳細を知りたい方は、ガイドラインの該当ページを必ずお読みください。
➔ リンクはこちらから：[こども家庭センターガイドライン](#)
- そのほか、こども家庭センターに関連する最新の情報は、こども家庭庁ホームページにて公開しています。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。

用語の定義について

- ガイドライン…令和6年3月に国から出された「こども家庭センターガイドライン」を指します。
- アンケート…令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」にて実施したこども家庭センター設置済み市区町村（令和6年5月時点）を対象としたアンケートを指します。アンケート結果の詳細を知りたい方は、本事業の報告書もあわせてご確認ください。



1. こども家庭センターにおける支援の考え方 P8～

こども家庭センターとは？	P9
都道府県の役割	P15
今までと何が変わるの？	P16

2. こども家庭センターの体制構築 P21～

センター長と統括支援員の役割は？	P22
連絡調整や事務の負担を減らすためにできることは？	P24
人材育成(スキル向上)や職員との認識の共有が難しい	P26
同一フロアや同一建物にあるとよい機能は？	P30
こどもや保護者が相談しやすいセンターにしたい！ 相談を促すための工夫は？	P33

3. サポートプランの作成・手交 P38～

こども家庭相談における、 支援計画とサポートプランの位置づけは？	P39
なぜサポートプランを作成しないといけないの？	P41
サポートプランの対象になるのは誰？	P44
どのような様式を使えばいいの？	P46
サポートプランの作成・手交までの流れを知りたい	P51
関係性の構築が難しい家庭に対して、どのように作成する？	P53
作成後のサポートプランはどのように活用し、見直すの？	P56
サポートプランの意義が職員全体に浸透していない	P58

4. 両機能による一体的支援(合同ケース会議など) P60～

両機能の理解を深めるための工夫って？	P61
合同ケース会議は、何について話し合う場？	P64
合同ケース会議には誰が参加するの？	P66
充実した協議を円滑に行うためには？	P68

5. 家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置 P71～

家庭支援事業とは？	P72
家庭支援事業等を充実させるためにはどうしたらいい？	P73
家庭支援事業等をもっと使ってもらうためには？	P77
利用勧奨・措置って実際にどうやるの？	P80

6. 地域資源の把握・開拓 P83～

「地域資源開拓」って何？	P84
地域にどのような団体がいるのか分からない 不足しているサービスが分からない	P87
忙しくて地域資源の開拓に手が回らない	P89

7. 要対協の運営、多機関協働 P92～

要対協各種会議の運用の工夫が知りたい	P93
ケースの進行管理を効果的・効率的に行うためには？	P96
保育部門や教育部門とうまく連携するには？	P99
児童相談所と連携する場面や事例を知りたい	P102
関係機関の意識を高め、情報提供を促すには？	P104
その他の関係機関や関係部署との連携について知りたい	P106



1. こども家庭センターにおける 支援の考え方



こども家庭センターの目的と役割

ガイドラインP1～5を確認

- こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き続き活かしながら、**一体的に子育て家庭に対する相談支援**を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、**虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応**することを目的としています。
- こども家庭センターが担うべき主な役割は、以下の通りです。
 - 両機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の**健康の保持及び増進に関する包括的な支援**、②こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の**福祉に関する包括的な支援**を、切れ目なく提供する。
 - 妊産婦、こどもやその家庭の**課題・ニーズ**を両機能の専門性を活かし、**合わせることでより深く汲み取る**。
 - サポートプランの活用により、個々の家庭の課題・ニーズを確認し、各家庭の状況に応じた相談対応や、母子保健事業・家庭支援事業等のサービス・地域資源の有機的な組み合わせなど、必要な支援内容を話し合う。
 - サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう**関係機関等のコーディネート**を行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直しなどの**継続的なマネジメント**を実施する。
 - **地域全体のニーズや既存の地域資源の把握**を行うとともに、不足する資源については**新たな担い手となり得る者を発掘・養成**し、家庭支援事業等の**支援実施**を打診するなど、地域資源を開拓する。また、**地域資源のネットワークを形成**し、**機関・団体同士の連携を強め**、支援を着実に提供できる体制を整備する。
 - こどもの権利等についての普及啓発を行い、こども自身が自分らしく生きていける環境を整える。



こども家庭センター(児童福祉機能)の目的と役割

ガイドラインP1~2を確認

【児童福祉法】 こども家庭センターは、次の業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とされています。(第10条・第10条の2)

すべての市町村が行わなければならない業務

- 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。 ←令和4年改正で追加
- このほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

こども家庭センター(児童福祉機能)が上記に加えて行う業務 ←令和4年改正で追加

- 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。



こども家庭センター(母子保健機能)の目的と役割

ガイドラインP3を確認

【母子保健法】 こども家庭センターは、前ページの業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の**健康の保持及び増進に関する包括的な支援**を行うことを目的として、次の事業を行うものとされています。(第22条)

- 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に**必要な実情の把握**を行うこと
 - 母子保健に関する**各種の相談に応じる**こと
 - 母性並びに乳児及び幼児に対する**保健指導**を行うこと
 - 母性及び児童の保健医療に関する機関との**連絡調整**を行うこと
 - 母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について母性並びに乳児及び幼児に対する**支援に関する計画の作成**その他の内閣府令で定める支援を行うこと
- 又は
- 上記すべての事業とあわせて、健康診査、助産その他の母子保健に関する事業(上記事業を除く)を行うこと

市区町村の強みを活かした支援

- 以上を踏まえ、市区町村が行う支援の特長は、以下のようにまとめられます。(※)
 - 児童相談所に比べると住民に身近な存在であり、妊娠届出や各種健診など**全件把握の機会**がある。
 - 様々な**子育て支援事業**(家庭支援事業等のサービス)や保健・福祉等の**各種制度**を所管している。
 - 様々な**関係機関**(医療機関・保育所・学校等)と業務的なつながりがあり、**連携の仕組み(要対協)**もある。
 - 上記3点を活かすことにより**切れ目のない継続的・包括的な支援**が可能である。



こども家庭センターの業務

ガイドラインP5～6を確認

- こども家庭センター設置によって、母子保健機能と児童福祉機能が**一体的な組織**となり、子育て家庭に関する相談支援をより充実させることになりました。
- また、ガイドラインにおいては、こども家庭センターの業務は以下の通りとされています。
- 従来の子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点が担ってきた業務に加え、サポートプラン作成や地域資源開拓等の新たな業務を行うことを通じて、前述のこども家庭センターの役割を果たしていきます。

地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 状況・実情の把握 ● 母子保健・児童福祉に係る情報の提供 ● 相談等への対応、必要な連絡調整 ● 健診等の母子保健事業(※) 	/等
支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談、通告の受付等 ● 支援対象者(妊産婦・保護者・子ども)との関係構築 ● 合同ケース会議の開催 ● サポートプラン(または支援計画等)の策定、評価、更新等 ● サポートプラン(または支援計画等)に基づく支援 	/等
地域における体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握 ● 新たな担い手の発掘・育成、地域資源の開拓 ● 関係機関間の連携の強化 	/等
併せて行うことが望ましい業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 要対協調整機関としての業務 ● 地域子育て相談機関の整備に係る業務 ● 家庭支援事業の利用勧奨・措置に係る業務 ● 在宅指導措置の受託に係る業務 	/等

(※)こども家庭センターで実施するかは任意

(注)赤字はこども家庭センターにおいて新たに追加される業務



市区町村に求められる機能

ガイドラインP66～67を確認

■ ガイドラインでは、市区町村に求められる機能として、以下の5点が挙げられています。

① 基礎自治体としての責務

- 基礎自治体として、こどもの身近な場所におけるこどもの福祉に関する支援に係る業務を適切に行う。

② 拠点づくりとコミュニティを基盤にしたソーシャルワークの展開

- 住民に一番身近な公的機関として、誰もが気軽に相談・支援を求められる工夫や雰囲気づくりを行うとともに、常にこどもの権利を意識した対応を行う。

③ 資源をつなぐ役割等

- 多様な地域資源を結び付けて支援を複合的に行うためのコーディネート機能を担う。(妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う体制を整備・運営するとともに、地域の様々な機関をネットワーク化し、その中核としての要対協を運営する。)

④ 地域づくり

- 既存の社会資源だけでなく、資源の育成や開発、こどもの権利を守る地域文化や地域でこどもを育てる文化の醸成を行う。

⑤ 常に生活の場であること

- こどもが生活し続ける場として、こどもを支え続ける。

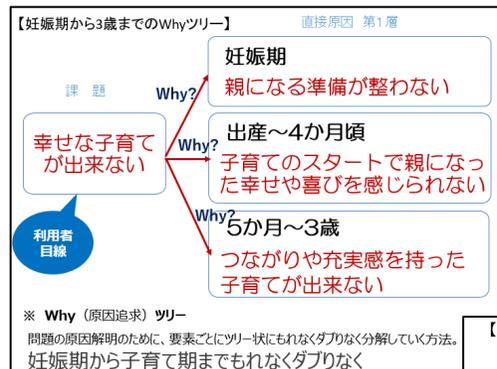


Column 各自治体のこども家庭センター設置の「ねらい」

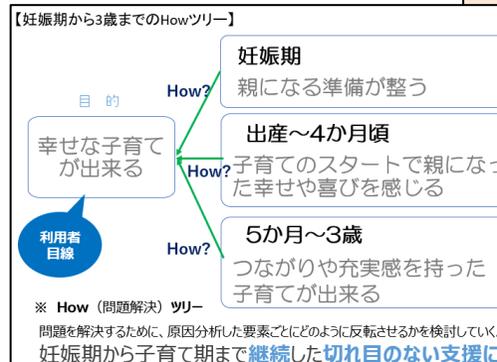
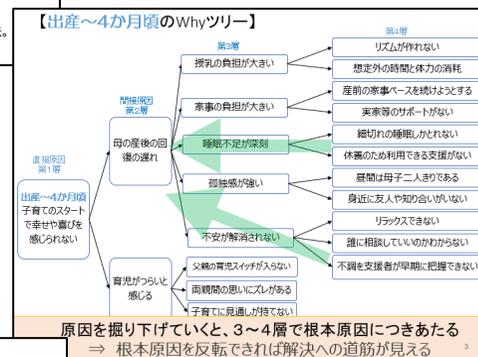
- 国が示すこども家庭センター設置の目的は既に記載した通りですが、自治体の中には、センター設置にあたり、それぞれの状況に応じた独自のねらいを定めている場合があります。

「幸せに子育てができる町」(高浜町)

- 高浜町では、こども家庭センターの設置にあたり**目指すべき姿を職員みんなで検討**しました。
- その中で、親になる準備が整わない、子育てのスタートで幸せを感じられない、つながりと充実感を持った子育てができない家庭がいるといった課題が挙げられました。
- そこで、町が**目指すべき姿**として「**幸せに子育てができる町**」を掲げ、体制を整えています。



ロジックツリーで課題を整理



全体を見て、解決策を見出す

高浜町提供

Column 都道府県による、市区町村支援の役割

- 児童福祉法第11条第1項第1号では、都道府県は、市区町村の業務の実施に関し、「市町村相互間の**連絡調整**、市町村に対する**情報の提供**、市町村職員の**研修その他必要な援助**を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと」とされています。市区町村の機能強化を持続的に進めるためには**都道府県による支援が不可欠**です。
- 市町村支援児童福祉司(未配置の都道府県・指定都市は配置が必要)との連携・分担を含め、**都道府県による市区町村向け研修の企画**や**機能強化に向けた相談対応・情報提供の充実**が求められています。
- 市区町村向け研修の開催等についてお悩みを抱えている都道府県担当者の方は、研修センターによる研修企画者向け研修(右下参照)への参加や、あかしのアドバイザー派遣、子どもの虹の専門相談の活用も有用です。
- 国も、都道府県又は市区町村が実施する市区町村職員向けの研修に係る費用を補助しています。
(こども家庭センター専門性強化事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

県主催の研修の参加・視察の受入れ

- 県が主催する統括支援員等を対象とした研修会に参加しました。
- センター設置市区町村からの事例報告や市区町村同士の意見交換があり、自分達の実践を振り返る、いい機会になりました。
- また、児童相談所とは、連携強化・相互理解促進のために、児相職員が当市の合同ケース会議の見学に来るなどの交流もあります。

こども家庭センター
職員



統括支援員指導者・研修企画者養成研修について

- 西日本こども研修センターあかしと、子どもの虹情報研修センターでは、統括支援員の育成(実務研修)を担う都道府県等の研修担当者等が、研修企画に必要な内容や視点等を学ぶための研修を提供しています。
- あかしではアウトリーチ研修、子どもの虹ではオンラインの研修を提供しています。各自治体の状況に応じて、こうした機会も活用しましょう。
- 詳しくは各研修センターホームページをご覧ください。

 [センター職員の人材育成・スキル向上に向けた実践ポイントはP26へ](#)



Column 母子保健機能と児童福祉機能の「一体化」

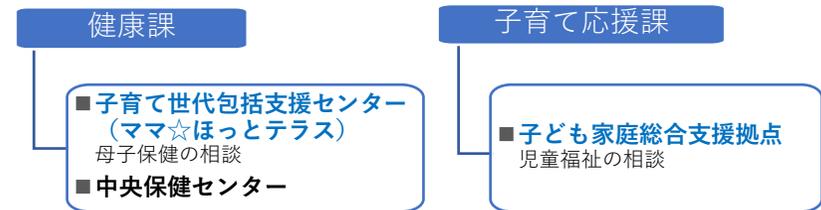
- センター創設の背景として両機能が別組織であるために連携がされにくかったことなどから、両機能を一体化し、指揮命令系統を一本化した組織とすることで、職員間の意思疎通や情報共有・協議を円滑にする必要があります。
- これを踏まえ、センター設置にあたって機構改革を行い、両機能を担う部署の再編を行った自治体があります。

センター設置にあたり機構改革を実施(伊勢市)

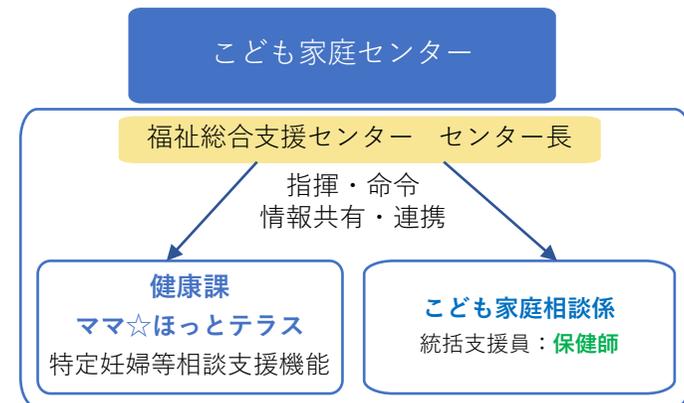
- 令和3年度の子ども家庭総合支援拠点設置時、こども家庭相談係(児童福祉機能)は、本庁舎にある、健康福祉部子育て応援課内にありました。令和5年度に健康福祉ステーションを開設する際、機構改革にともない、**こども家庭相談係が、子育て応援課から福祉総合支援センター内に移管**されました。
- 健康課では平成28年に子育て世代包括支援センター(ママ☆ほっとテラス)を開設しました。
- 令和5年度からは、こども家庭センターとして、健康福祉部内の福祉総合支援センター(課室相当)内にこども家庭相談係(児童福祉機能)を、同部の健康課内に母子保健係(母子保健機能)を配置。母子保健機能の保健師1名は、児童福祉機能と兼務しています。
- なおこども家庭センター長は福祉総合支援センターのセンター長が担っています。



(前)令和5年以前



(現在)こども家庭センター設置後



伊勢市提供



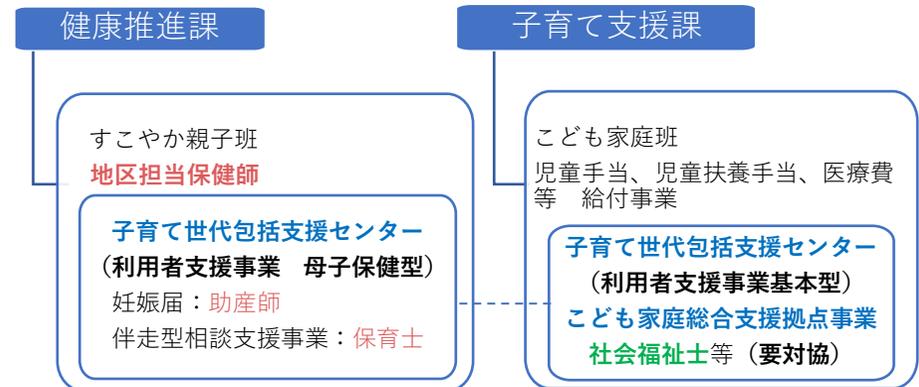
Column 母子保健機能と児童福祉機能の「一体化」

- 一方で、既存の部署は再編せずに指揮命令系統を一本化して1つの組織とし、一体的な情報共有や協議の運用を充実させたり、両部門の業務分担を一部見直すなどして、こども家庭センターを設置した自治体もあります。

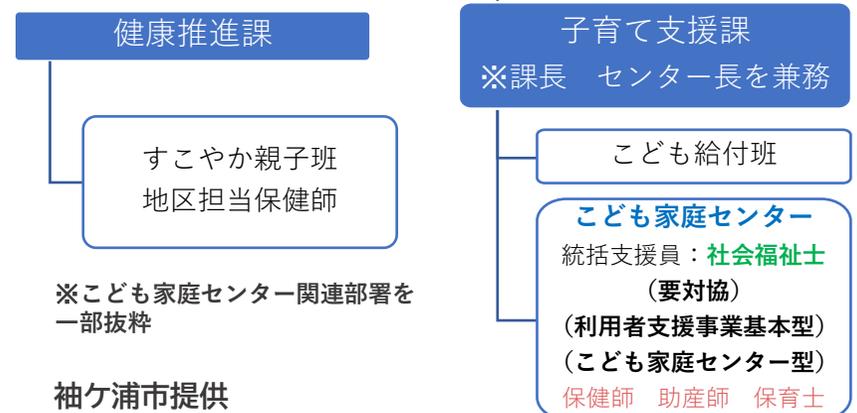
課は分かれたまま、保健師と助産師等の異動により連携を強化(袖ヶ浦市)

- 袖ヶ浦市のこども家庭センターは、市民子育て部子育て支援課が担っています。
- センター設置前は、健康推進課にて母子健康手帳の交付を行っていましたが、家庭と関わりを持つ重要な機会であることから、交付に関する業務や妊婦のアセスメント業務を子育て支援課に移管しました。それらの業務を担うため、**健康推進課の地区担当保健師等のうち、要保護児童を担当していた保健師1名、妊娠届等の担当であった助産師1名、保育士1名が子育て支援課に異動しました。**
- 子育て支援課に所属する保健師は、健康推進課(母子健康手帳交付・アセスメント以外の**母子保健機能**)が担う地区担当業務は担わず**ハイリスク妊婦等のサポート**を、助産師は**妊娠届出時のアセスメント**を担い、健康推進課の保健師や児童福祉機能と一体的支援を実施しています。

(前)子育て世代包括支援センター



(現在)こども家庭センター





Column 小規模自治体(町村)における体制充実の例

- 従来の役割や業務を担う組織から、こども家庭センターに求められる新たな役割や業務も担う組織へ移行するためには、既存職員の人材育成と並行して、人員体制を整備していくことも必要です。
- 旧子ども家庭総合支援拠点職員の業務量や町での事案発生状況などから人員確保の必要性を役場内で十分に説明・協議し、統括支援員の配置など必要なポストの獲得や人員配置を行っている例があります。

地道な検討や説明を繰り返し、人員ポストを確保（涌谷町）

- 涌谷町では、元々福祉と保健の各部署が「町民医療福祉センター」としてワンフロアに集約されていました。
- センター内では児童福祉を担う子育て支援課と母子保健を担う健康課の部署が分かれており、統括支援員(母子保健業務と児童福祉業務の経験者)を配置して両課の一体的支援を進める形で、こども家庭センターを設置しています。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置時から、補助金の活用や、課長・町長への認識を高めるために、業務量や虐待関連事件の発生状況等を「見える化」して、会議等で報告し、**専門職の確保**につなげました。
- 令和6年度時点で、児童福祉機能は相談業務2名(社会福祉士1名、元養護教諭1名)・事務職3名(他業務兼務)、母子保健機能に保健師6名・管理栄養士・歯科衛生士を配置しています。
- 統括支援員は、個別ケースを30世帯ほど担当して児童福祉機能の相談業務を兼務しています。(※)



(※)こども家庭センターガイドライン(P12)では、統括支援員は「専任者として配置することが望ましい」とされています。ただし、例外的に、小規模な町村においては、統括支援員の役割と業務をすべて行っていると整理できる場合に限り、包括的・継続的な支援の達成のため、統括支援員が他の業務を兼務することも差し支えないと考えられます。



Column 小規模自治体(町村)における体制充実の例

- 会計年度任用職員等を何年かかけて段階的に採用することで人員を確保し、学校との連携など地域ニーズへのきめ細かな対応による予防的支援に取り組んでいる自治体もあります。

開設前年まで複数年かけ、必要な人員を少しずつ獲得（阿智村）

- 阿智村では、こども家庭センターを教育委員会内に設置しています。
- 令和6年度時点で、正職員は3名ですが、**会計年度任用職員**を含めると**14名**の職員がセンターに配置されています。保健師、保育士、教員免許保有者、公認心理師など**幅広い専門職が勤務**しています。
- 平成28年度に子育て支援室（こども家庭センターの前身）を設置した当初から、**子育てに力を入れるという姿勢を庁内外に発信**し続け、**複数年かけて段階的に人材確保**に取り組みました。
1人の職員に過度な負担がかからないよう、会計年度任用職員を増やしなが
ら人員体制を整えています。
- 教育委員会内にセンターがあり、**学校とのネットワーク**があることも強みです。
令和6年度現在は、**元学校管理職**と**元養護教諭**の会計年度任用職員が勤務
しています。
- 養護教諭経験者は、保健・健康に関する相談や、カウンセリングにも対応するな
ど、専門性を活かして活躍しています。



(※)人口・児童人口はP5参照



1. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

2. こども家庭センターの体制構築

? センター長と統括支援員の役割は？

POINT

- センター長は両機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を、統括支援員は実務面のマネジメント役割を担う。
- 統括支援員が、個別支援のスーパーバイズ(専門的な指導・助言)のほか、関係機関や地域資源との連携の中心を担っている自治体もある。

解説

センター長は、両機能の一元的な管理、統括支援員は実務面のリーダーシップを担う

- ガイドラインにおいて、センター長と統括支援員の役割は、以下の通り示されています。 **ガイドラインP11~12を確認**
- センター長は、センターの創設趣旨等を十分に理解し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、母子保健機能及び児童福祉機能の**一元的な管理**を行うための**適切な指揮命令**を行う。
- 統括支援員は、センター長の下で、実務面においてリーダーシップを執り、**業務マネジメント**を担う役割を有する。

統括支援員の役割

ガイドラインP12を確認

- 特に統括支援員は、以下の4つの役割に留意することとされています。
 - ① 両機能の考え方を引き出した上で、対象者の**ニーズの全体像**を深く汲み取ること
 - ② そのニーズに対して、**サポートプラン**を作成するための助言を行うこと
 - ③ サポートプランの作成にあたっては、教育・福祉・医療等のあらゆる**社会資源とも連携**する視点を持って助言を行うこと
 - ④ 必要な**社会資源の開拓**のための助言を行うこと
- 自治体の中には、対象者への個別支援に関する指導・助言だけではなく、**関係機関や地域資源との連携に関する中心的な役割**を統括支援員に付与している場合があります。 **▶▶▶ 地域資源の把握・開拓に関する実践ポイントは第6章へ**

事例 センター長が統括支援員を兼務(別府市)

- 令和6年度は、こども家庭課長(事務職)がセンター長と統括支援員を兼務しています。
- 統括支援員の業務としては、母子保健機能が開催するカンファレンス(気になるケースについて議論する会議)や児童福祉機能が開催する受理会議に参加し、スーパーバイズ等を行うほか、**合同ケース会議の開催判断**や**ファシリテーション**、**サポートプラン**や**支援方針**に関する**指導・助言**等を行っています。



ご自身のセンターにおける、センター長と統括支援員の役割を整理してみましょう

事例 統括支援員が地域開拓の中心に(横浜市泉区)

- 統括支援員の職種は保健師で、母子保健・児童福祉の両機能の業務経験があります。
- 統括支援員の主な役割としては、両機能から相談を受けたときの助言や会議への参加、サポートプランの方向性や支援方針に関する指導・助言があるほか、地域資源の把握・開拓を中心的に担っています。
- これまでの地区活動やネットワークづくりに加えて、統括支援員が地域に足を運び、**資源の把握**や**地域の団体との関係調整**等を行っています。



統括支援員の声

統括支援員として、様々な地域関係団体やネットワークへ積極的に顔を出し、地域資源の把握やオーダーメイドの個別支援に向けた開拓について検討しています。



? 連絡調整や事務の負担を減らすためにできることは？

POINT

- 円滑な情報共有のため、サポートプランやケース記録などをデータで共有することも効果的。
- 統括支援員の負担軽減のために、サポート役を担う職員を配置する自治体もある。

解説

記録の効率化や統括支援員業務の軽減が重要

- 対象者のケース記録等が両機能それぞれで管理されている場合、一体的に支援するための情報共有にも手間がかかり、円滑な支援が行われにくくなります。
- 自治体の中には、支援計画等の**ケース記録を両機能の職員が閲覧できるフォルダやシステム上で管理し**、スムーズに情報共有している例が見られます。
- 一体的支援の対象となるケース数や統括対象となる両機能の職員数が比較的多い中核市・指定都市等の中には、**統括支援員の補助者**を配置し、統括支援員が担う業務マネジメントの一部や地域資源開拓業務などを分担して負担を軽減している場合もあります。
- 統括支援員を、母子保健機能、児童福祉機能の管理職とは別に配置している場合は、両機能の管理職との役割分担について話し合うことも必要です。



事例

統括支援員を補助する保健師の配置 (横浜市泉区)

- 横浜市では、統括支援員のほかに保健師1名を配置し、**統括支援員の補助的な役割**として、共にセンター内の様々な業務に従事しています。
- 具体的には、関係機関との会議体への出席をはじめとする**地域資源の開拓・ネットワーク化**に関する業務や、個別ケースの支援にあたっては、**合同ケース会議の事務サポート**も担っています。

事例 両機能同じシステムで情報を確認(藤枝市)

- 児童福祉機能と母子保健機能が利用している**システムが同じ**で、ケースの現状やどのような対応をしているのかを、相互に**タイムリーに確認**することができます。
- 個人記録については、フェイスシートの書式も含め、両機能がほぼ**同一の書式**を用いており連携しやすいです。

事例 共有フォルダで台帳を管理(府中市)

- 本市では、こども台帳と妊婦台帳を、**両部門が確認できる共有フォルダ**に置いています。
- 氏名、生年月日、町名、受理日、主訴、初期対応の状況、今後何を行うか(例:いつ頃に訪問するか)などが簡潔に記載されており、必要に応じて、**保育担当部門(地域支援担当)**に共有し、支援に役立てています。
- 別途、**相談に関するシステム**があり、ケースの状況に応じて、詳細な相談記録を入力します。会議内容も記録として残し、担当が出席できなかった場合は、相談システムより確認することができます。

Tips 個人記録の作成・管理に関する工夫

- アンケートでは、サポートプランやケース記録の管理に関する工夫が多数集まりました。
- 以下では、自由記述の一部を紹介します。
- ◆ センター職員のみが閲覧・活用できるフォルダを作成した。フォルダ内にサポートプランだけでなく、台帳も載せることで、全担当者が、**評価日を随時確認**できるようになっている。
- ◆ 全センター職員を、システム上のネットワークでグループ化し、**合同ケース会議のスケジュール管理**をするようにしている。
- ◆ サポートプランの作成にあたっては、母子健康手帳交付時に、保健師・助産師と面談し、**タブレット上でアンケート**を行い、**チェックした内容で、各々にあわせたプランを自動で作成**するシステムを導入しており、内容を担当者と確認しながら手交している。



? 人材育成(スキル向上)や職員との認識の共有が難しい

POINT

- センター職員向けの事例検討会や作成したサポートプランについて振り返る機会を作る。
- 市区町村だけではなく、都道府県や民間の事業所等と協働してスキルを高めることも重要。

解説

取組をスタートするときの職員向け研修やミーティングがカギ

ガイドラインP13~14も参照

- ガイドラインでは、センター長は、業務理解や各分野の知識の向上に向けて、**両機能合同の研修や事例検討会**を企画する等、職員の質の向上に努めることとされています。
- 自治体の中には、**定期的なミーティング**を設け、支援で大切にすることなど**支援の目標・理念を共有**したり、**作成したサポートプランについて職員同士でアドバイスし合う機会**を設けている場合があります。
- 特に、センター設置と同時に新たに始める取組については、職員全員でこども家庭センターの設置目的や支援の目標などを話し合って共有し、不安を解消することが重要です。

都道府県や民間と協働した研修、人事ローテーションも

- 自分達だけでスキルアップに取り組むことに不安がある場合や研修企画等のマンパワーが足りない場合は、**都道府県(本庁機能、児童相談所)に対し、管内市区町村向けの研修の企画や開催を働きかける**ことも一案です。
- 管内の**児童家庭支援センター**や**その他の民間団体と連携**して研修会や勉強会を企画したり、こども家庭センター機能の一部を児童家庭支援センターに委託することも考えられます。
- また、市区町村内の人事ローテーションにおいては、教育・福祉・保健医療等(成人の保健福祉に関わる部署含む)の業務経験者をセンター職員として積極的に配置することも、支援の質を高めるためには効果的といえます。

事例 月1回のミーティングで事例検討を行い、両機能が互いにアドバイス(別府市)

- 合同ケース会議とは別に、**こども家庭センターミーティング**を月1回開催しています。
- 統括支援員が進行役を務め、両機能の担当係長、職員、ヤングケアラーコーディネーター、児童家庭支援センターを運営している社会福祉法人(夜間・休日の対応などこども家庭センターの児童福祉機能の一部を委託)の職員が参加しています。
- 予定の共有等の議題のほかに、両機能と法人が、**毎月持ち回りで事例検討**を行ったり、職員の資質向上のために研修を行ったりしています。
- 事例検討では、ホワイトボードにジェノグラム等を書いて意見交換を行っており、ケースの対応方法などについて**互いにアドバイス**をしています。
- そのほか、センターミーティングでは、実際に職員が作成した**サポートプラン**を見ながら、**対象者とのやりとりや、そこで難しかった点などについて話し**、他の職員からの意見やアドバイス等を共有しています。



センターミーティングの様子(別府市提供)



実践のPoint

実際に作成したサポートプランを両機能が一緒に振り返ることで、対象者への声かけの方法や、よりよい作成の進め方について、他の職員が学ぶ機会にもなっています。

Tips センター職員向け研修のアイデア

- アンケートの自由記述では、研修のテーマについて以下のようなアイデアや工夫が挙げられました。
- ◆ 担当でサポートプラン手交のロールプレイ研修を実施予定。
- ◆ 両機能で統括支援員基礎研修の動画を一緒に視聴。その後、こども家庭センターの職員の立場として事例検討を実施。
- ◆ 合同ケース会議の時間内に、「センターの役割」「サポートプラン作成について」「脳の仕組みと虐待の関係」等、両機能共通する内容の研修を行った。
- ◆ ヤングケアラー支援研修、両機能の事業の理解のための協議の場を開催。児童虐待予防のためのアセスメントシートの研修も開催予定。
- ◆ 要対協が主催する児童虐待防止関連の研修に母子保健担当者が出席している。

Tips 都道府県や民間との連携の工夫

- アンケートでは、外部機関を巻き込んで人材育成を行っている例も多くみられました。
- ◆ 2年間で1クールとして児童相談所との人事交流を実施。
- ◆ 児童相談所と、年間6回程度合同研修を行っており、面談対応の基本、市内関係機関の役割についての学習、心理検査などテーマを設けて研修を行っている。
- ◆ 要対協の構成員やその他関係する機関を対象にした支援者向け研修会を実施している。

参考:こども家庭ソーシャルワーカーについて

- 令和6年4月から、「こども家庭ソーシャルワーカー」という、新たなこども家庭福祉分野の認定資格が創設されました。
- 資格の取得を通じてセンター業務に有益なスキル向上が期待されることから、ガイドラインでは、同資格を積極的に取得し、資格取得者を養成することが望ましいとされています。

ガイドラインP13を確認

Column 研修センターによる人材育成支援や研修の提供

- 子どもの虹情報研修センターと西日本こども研修センターあかしでは、市町村職員向け研修等に関して、**専門的な相談や助言**を行っているほか、統括支援員の任用要件である**基礎研修(オンライン動画)**を運用しています。
- 基礎研修のオンライン動画は、統括支援員だけでなくこども家庭センターのすべての職員に公開されているため、両機能の職員で視聴するなど、人材育成や研修の実施にあたって既存の教材や支援を活用することは有効です。
- また、西日本こども研修センターあかしでは、**こども家庭センターに関する知見や実践を有する有識者や自治体職員をアドバイザーとして登録**し、こども家庭センターの設置促進や機能強化のための助言や講義など、自治体からの依頼内容に対応した**アドバイザーの派遣**を行っています。
- 市区町村がアドバイザー派遣(研修講師等)を希望する場合は、市区町村が依頼内容を都道府県に連絡し、都道府県が研修センターに対してメールで派遣を依頼します。都道府県が行う市区町村向け研修にも派遣しています。
- こうした、アドバイザーからの助言・講義等により、職員のスキル向上を進めることも一案です。

【詳しくは、各研修センターHPをご覧ください。】

リンクはこちらから 

[子どもの虹情報研修センター](#)

→「専門相談」(研修企画の相談含む)

[西日本こども研修センターあかし](#)

→「こども家庭センター支援事業」(アドバイザー派遣含む)

【都道府県等の研修担当者向け】 統括支援員指導者・研修企画者養成研修について

- 両研修センターでは、統括支援員の育成(実務研修)を担う都道府県等の研修担当者等が、研修企画に必要な内容や視点等を学ぶための研修を提供しています。
- あかしではアウトリーチ研修、子どもの虹では、オンラインの研修で提供しています。各都道府県等の状況に応じて、こうした機会も活用しましょう。

▶▶▶ [コラム「都道府県による、市区町村支援の役割」はP15へ](#)

? 同一フロアや同一建物にあるとよい機能は？

POINT

- 両機能だけではなく、教育部門や他の福祉部門と近接することで包括的支援が円滑に進む。
- お互いの業務を目にする機会が増え、お互いの動き方を理解することにもつながる。
- フロアが近接できない場合は、オンライン会議やグループチャットの活用など、情報共有や連携を促進するための手段があるとよい。

解説

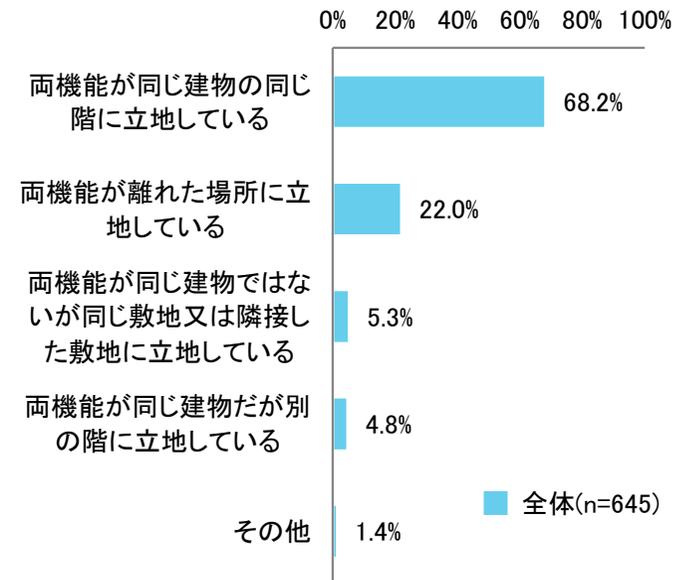
同一フロアにあることで日常的な情報共有や会議の開催も円滑に

- アンケートでは、両機能が「同じ建物の同じ階に立地している」市区町村が、68.2%と最も多いことが分かりました。
- 両機能が近接している場合、時間を要せずに情報共有ができたり、合同ケース会議以外にも、ケースに関する「ちょっとした相談」がしやすくなります。また、お互いの業務や動き方を知る機会にもなり、両機能の業務理解にもつながります。
- 離れた場所に立地している場合でも、オンライン会議やグループチャットなどを活用して円滑に情報共有している自治体もあります。

その他部門との近接により、多部署連携が進む

- 自治体の中には、両機能だけではなく、教育部門や、障害児福祉・高齢者福祉・生活困窮・青少年・DV相談その他の福祉部門と同じ建物内にセンターを設置している例も見られました。
- これによって、学齢期以降の支援や、家族全体への包括的な支援にあたっては連携体制を構築しやすくなるといえます。

図表 こども家庭センターの立地(複数回答)



(注)自治体内でセンターを複数設置している場合があるため、複数回答

? 同一フロアや同一建物にあるとよい機能は？

事例 同一フロアで情報共有が円滑化(府中市)

- 両部門の執務室が同じであるため、その場で一緒に**支援困難な家庭への対応を相談できる**ことにメリットを感じています。
- 執務場所が分かれていた頃は、電話でのやり取り等に手間がかかっていましたが、現在は気軽に相談できるようになり、情報共有の抜け漏れも減ったと感じています。受理の状況も分かりやすく、お互いに何をしているのかも見えやすくなりました。
- また、児童福祉部門が拒否的な保護者に対応した場合でも、**健診の際に母子保健部門が保護者の状況を児童福祉部門へ共有しています。**
- また、困りごとがあったら、センター長(統括支援員)と両部門と一緒に検討するなど、柔軟に対応することができます。



事例 同一フロアにある教育部門との連携(藤枝市)

- 教育と児童福祉による支援を一体的に進めるべきという考えのもと、こども家庭センター設置以前から、**教育部門と児童福祉機能が同じフロアに配置**されています。普段から顔を合わせる関係を作り、コミュニケーションをとるようにしています。
- また、不登校やヤングケアラーの問題にも早期に支援ができるよう、こども家庭センターには**教員を配置**しています。

▶▶▶ **教育部門との連携に関する実践ポイントはP99へ**

【市役所西館 4階フロア】



児童福祉機能と教育部門の立地(藤枝市提供)

事例 同一建物内に、福祉に関する総合支援センターを設置(伊勢市)



福祉総合支援センターよりせい
(伊勢市提供)



子育て支援センター
(伊勢市提供)



相談の様子(伊勢市提供)

- 駅前の再開発ビルの5～7階に「伊勢市健康福祉ステーション」を開設しています。
- 5階には、こども発達支援室(こどもの発達に関する相談窓口)と中央保健センター(健康診査、保健指導、予防接種等)を、6階にはママ☆ほっとテラス(母子保健機能)、子育て支援センター、一時保育室を設置し、ママ☆ほっとテラスでは母子健康手帳の交付や妊娠・育児等に関する相談の受付、情報提供等を行っています。
- 児童福祉機能がある7階には、「福祉総合支援センターよりせい」として、いじめ、女性相談、高齢・障がい者、生活困窮など福祉に関するさまざまな相談も合わせて受け付ける窓口を設けているほか、障がい者基幹相談支援センターも設置しています。
- この健康福祉ステーションの開設により、ママ☆ほっとテラスに来所する人が4倍になるなど、利用者数の増加につながっています。
- また、同施設の8階にハローワークも設置されているため、求職活動中の保護者にも健康福祉ステーションを知ってもらう機会になっています。

? こどもや保護者が相談しやすいセンターにしたい！ 相談を促すための工夫は？

POINT

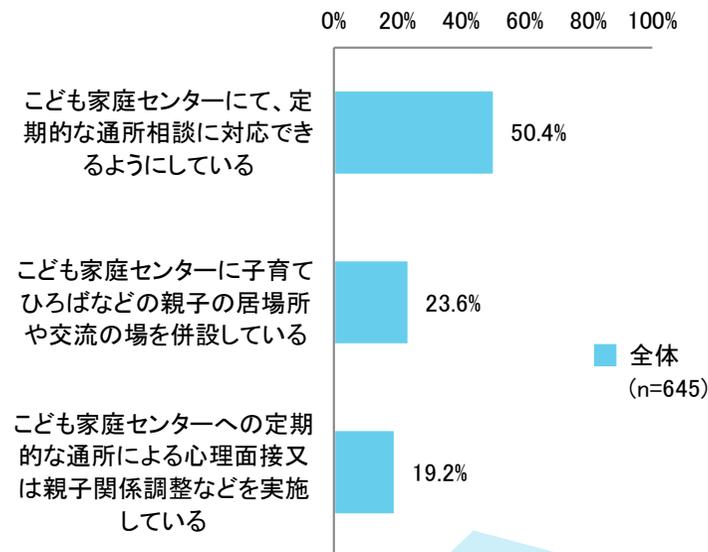
- 手続きに関する窓口や子育てひろば等を併設し、センター来所時に接点を持ちやすくする。
- 妊娠期からの支援を充実させることで、「困ったときにはセンターを頼る」という意識を醸成することも重要。

解説

こどもや保護者がセンターに来所しやすい・職員を頼りやすい仕掛けを作る

- こどもや保護者が気軽に相談できるようにするために、センターに子育てひろばや一時預かり等を併設し、遊びに来たときや、手続きをしに来たときに、職員と接点を持ちやすくすることが考えられます。
- また、自治体の中には、妊娠期や出産前後から使えるサービスを充実させることで、利用前後の相談や申請の機会など妊娠期や産後に保護者との接点を多く持ち、困ったときにはセンターを頼るという意識を醸成させている例も見られました。
- センターが相談の場として機能するためには、住民に対して、「こども家庭センターがこどもや子育てに関する相談を受け止める」ことを周知する必要があります。センターを「総合相談窓口」として打ち出したり、ホームページをこどもや保護者にとって見やすいものにする等の仕掛け・工夫を行うことも重要なポイントです。

図表 こども家庭センターが実施している取組(複数回答)



センターで定期的な通所(頻度を定めた継続的な相談面接・心理面接等)による相談に対応できるようにしている自治体は約5割にとどまっている。

? こどもや保護者が相談しやすいセンターにしたい！ 相談を促すための工夫は？

事例 駅近に2つの拠点を設置。健診会場やひろばを併設し、来所しやすいセンターに(府中市)

- 府中市では、令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点と母子保健事業を駅近の商業施設内に移転統合し、子育て世代包括支援センター「みらい」を開設しました。
- 「みらい」では、母子健康手帳の交付等の母子保健事業のほか、乳幼児健診会場を併設しているため、健診の機会に合わせて両部門が保護者との接点を持ちやすくなりました。
- また、「みらい」に近接する商業施設内に、子ども家庭支援センター「たち」を設置しており、子育てに関する総合相談の受付や、子育てひろば、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています(委託事業)。
- 「みらい」と「たち」の2つの拠点を設けることで、親子がどちらか行きやすい方に立ち寄りたり相談に来ることができます。
- ひろばへ行ったついでに「たち」でも相談でき、妊娠届等の手続きや乳幼児健診に行ったついでに「みらい」でも相談できる点はメリットです。



「みらい」のキッズスペース
(府中市提供)



「たち」の交流広場
(府中市提供)

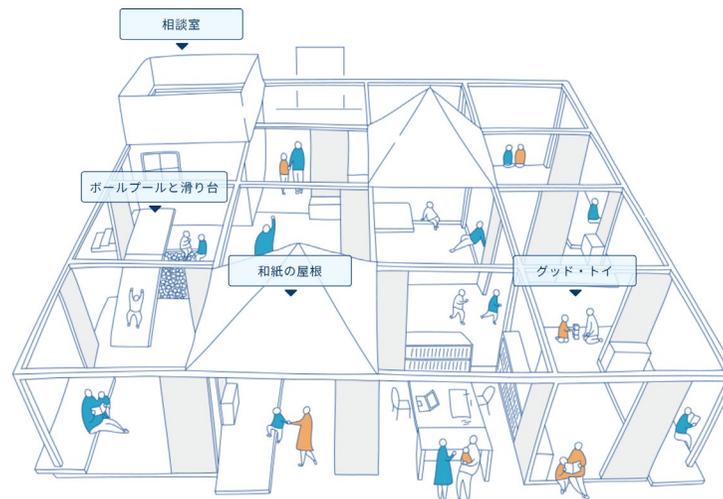


「みらい」の乳幼児健診会場・待合室(府中市提供)

? こどもや保護者が相談しやすいセンターにしたい！ 相談を促すための工夫は？

📌 事例 プレイルームをセンターに併設。充実した産後ケアによって信頼関係を構築(高浜町)

- 保健福祉センターに、こども家庭センター「kurumu(くるむ)」を設置し、**地域子育て支援拠点を併設**しています。
- kurumu内にはプレイルームがあり、町内のこどもたちの遊び場として活用されています。
- 地域子育て支援拠点は、NPO法人に委託しており、施設内で講座を開催したり、こどもと遊んでいる保護者の話を聞きながら相談に対応するなどの役割を担っています。
- また、高浜町では、妊娠期～産後の事業にて保護者と関わる機会が多く、**妊娠出産前後の行政へ相談割合が高い**です。
- 何か心配事があれば、町に相談する、解決できる、という意識が住民にも浸透してきています。



kurumu内のプレイルームの構造(高浜町HP)



kurumu内のプレイルーム(高浜町提供)

▶▶▶ [高浜町の妊娠・産後のサービスはP85へ](#)



実践のPoint

「kurumuに遊びに来たついでに、相談できる」、「構えて来館しなくてもよい」という雰囲気があるため、職員が声をかけても、保護者からの拒否感は少ないです。

? こどもや保護者が相談しやすいセンターにしたい！ 相談を促すための工夫は？

事例 こども家庭センター専用の相談室を設置(阿智村)

- 阿智村では、保健センター内にこども家庭センターを開設しました。(教育委員会事務局や民生課、社協等も同建物内)
- センターの2階には、乳幼児健診の会場としても使用している親子交流スペース(こども広場)があるほか、1階の執務室の隣には、**こども家庭センター専用の相談室**を設けています。
- 相談室には、保健センター側からの入口とは**別の入口**も設け、誰にも見られることなく相談室に入ることができます。



阿智村保健センター外観(阿智村提供)



左:相談室への入口、右:相談室(阿智村提供)



こども広場(阿智村提供)



2. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

3. サポートプランの作成・手交

? こども家庭相談における、 支援計画とサポートプランの位置づけは？

POINT

- サポートプランを活用して当事者と話し、その結果を反映した支援計画に基づく相談支援を展開することが重要。
- サポートプランは、支援方針決定前のニーズや意向の把握、当事者との支援内容等のすり合わせや見直しのタイミングで活用することができる。

解説

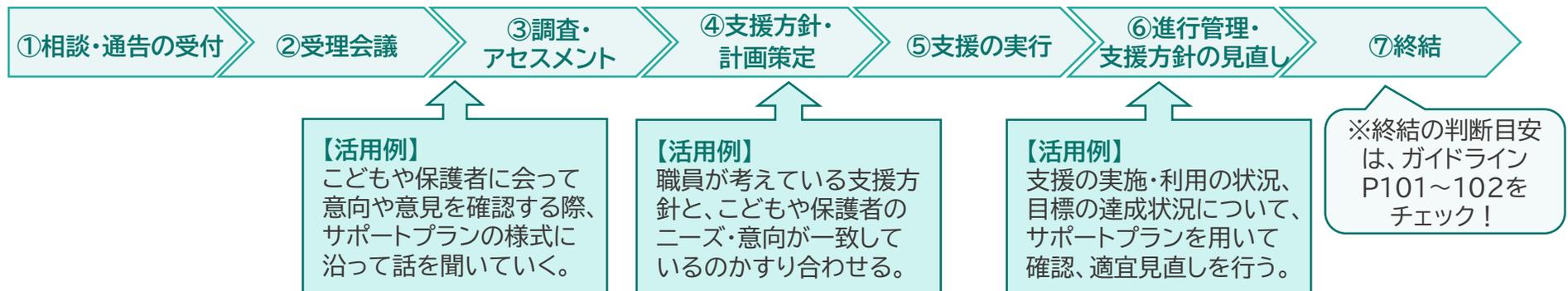
要支援児童等のこども家庭相談における基本的な考え方

- 要支援児童等のこども家庭相談にあたっては、当事者と関係を築きながら、家族や関係機関等からも把握・収集したこども、家族、環境に関する様々な情報に基づいてニーズ等のアセスメントを多角的に行い、必要な支援や関わりを当事者や関係機関等とともに相談・協議して支援内容を決定し、支援を実施した結果を評価して、支援内容の調整や見直しを行います。こうした一連の相談支援プロセスを当事者と協働して進めることが重要です。
- このプロセスの中で、当事者の意向も踏まえた行政としての支援方針を位置づけるために支援計画を作成します。すなわち支援計画は、アセスメントに基づく課題(支援目標)や、支援内容(関係機関等による支援や連携を含む)を計画し、その上で実施した支援の結果を評価して支援内容を見直し、状況に応じた包括的支援を継続的に進めるために用いるものといえます。
▶▶▶ [こども家庭センターガイドラインP225児童記録票の第6面を参照](#)
- 一方、サポートプランは、こどもや家族と一緒にニーズや支援内容を話し合う際に活用することができます。サポートプランを活用して把握・相談した内容をアセスメントや支援計画に反映することで、当事者を中心とした効果的な相談支援を進めることに役立ちます。
- このように、要支援児童等への支援を進めるにあたっては、サポートプランを活用して当事者と話し、その結果を反映した支援計画に基づく相談支援を展開することが重要です。

? こども家庭相談における、 支援計画とサポートプランの位置づけは？

こども家庭相談の流れにおけるサポートプランの活用方法

- 前ページのような相談支援を具体的な業務に落とし込むと、①相談・通告の受付、②受理会議、③調査・アセスメント、④支援方針・計画の策定、⑤支援の実行、⑥進行管理・支援方針の見直し、⑦終結といった流れがあります。この一連の流れは、サポートプランを作成することが難しい場合においても同様です。
- これらの業務を進める中で、サポートプランは、こどもや家族と一緒にニーズや支援内容を話し合う際に活用することができます。
- 具体的には、③調査・アセスメントの段階で対象者のニーズを把握するために活用したり、調査内容を踏まえて、④支援方針・計画を決定する段階で、その内容を対象者とすり合わせるために活用することができます。また、⑥進行管理・支援方針の見直しを行う段階で、サポートプランを用いて対象者の意向を再確認することも有効です。
- なお、対象者の家庭状況や相談内容、関係機関との連携状況など行政機関が内部的に整理しておくべき内容は、対象者の意向も踏まえて個人記録(調査結果やアセスメント内容、支援計画、児童記録票等)にまとめ、進行管理していく必要があります。サポートプラン作成のための協働が難しい対象者の場合も、できるだけ対象者のニーズ・意向を把握して支援計画に反映した上で、その計画に基づく支援を調整・実施し、定期的に見直し、進行管理することが重要です。



? なぜサポートプランを作成しないといけないの？

POINT

- 支援が必要な者へのサポートプラン作成が市町村の義務となった(児童福祉法10条1項4号)。
- サポートプランは、対象者の意向やニーズを把握しながら対象者と対話して作成するもの。作成過程で、対象者とともに支援の目標や内容を話し合い、理解や納得のもとで支援を進めていく。
- 対象者の意向・ニーズを踏まえたニーズアセスメントを行うことで、よりの確な支援につながる。

解説

サポートプランは、こどもや家庭の思いやニーズを聴き取り、協働関係を築くツール

ガイドラインP22を確認

- サポートプランは、当事者ニーズに沿った支援方針を作成する過程で、**対象者が自らの課題と支援内容を理解**して支援を受け、**支援内容の調整や見直し**も対象者と話し合いながら計画的に行うため、また、**関係者が支援内容等を共有**し、効果的な支援を実施するために作成されます。
- 作成の過程で対象者との関わりを持つことで**家庭やこどもの孤立を防ぐ**ことも目的の1つとなっており、対象者との信頼関係の構築にあたっては、**対象者の声を丁寧に聴き取り**、こどもの最善の利益の実現という目標に向かう**協働関係(パートナーシップ)**を築くことが欠かせません。
- サポートプランは対象者と一緒に考え、作成するものです。サポートプランを埋めて手交することだけを目的とするのではなく、職員と対象者の協働作業を通じて、対象者が理解・納得できる支援の目標や内容を調整し、対象者**それぞれの状況やニーズに応じた的確な支援を進めるためのツール**として活用することが求められます。

ニーズに着目した、より効果的な支援の実現

ガイドラインP26を確認

- サポートプランの様式には、解決すべき課題だけではなく、支援対象者の意向を記載する欄があります。
- 対象者にとっては、サポートプランの作成を通じて意向やニーズを汲み取ってくれていると感じることで職員への信頼感が高まり、前向きな協働や変化につながりやすくなると考えられます。
- 職員にとっても、**対象者のリスクだけでなくニーズに着目する**ことができ、より効果的な支援を検討できます。

? なぜサポートプランを作成しないといけないの？

事例 サポートプランは、対象者と支援を一緒に考えるためのツール (横浜市泉区)

- 横浜市泉区では、サポートプランを**対象者と一緒に支援を考えるための「ツール」**として活用するという意識を職員と共有しています。
- 作成にあたっては、**対象者が「主語」になる**ようにすること、**支援者本位にならない**ようにすること、あくまで当事者にプラスになる範囲で、**支援を無理強いしないこと**等を内部で確認しています。

泉区でサポートプランを作成した職員の声

■ こどもや保護者ができるようになったことなど、普段言語化されていなかった気持ちの確認ができました。



■ 以前の自分と比べる時間を持ち、対象者ご本人が自身の成長に気づくことができました。



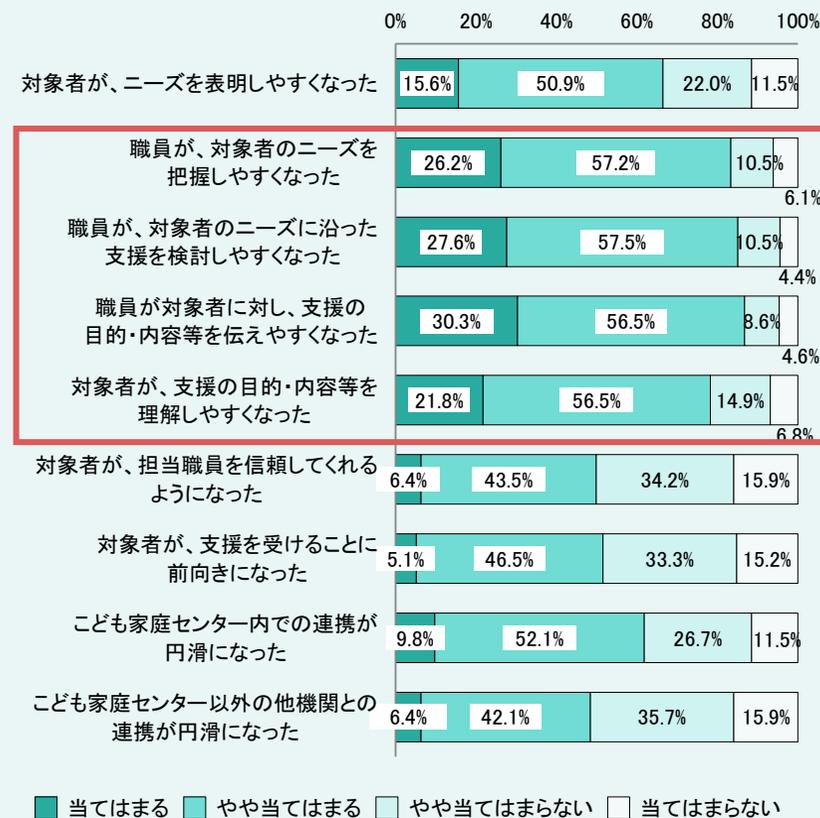
■ 1年後や3か月後の願いを確認する中で夢が語られ、対象者・支援者双方にとって新しい発見となりました。



Data サポートプラン活用のメリット

- アンケートによると、多くの自治体が、ニーズ把握やニーズに沿った支援がしやすくなった、対象者への支援内容の説明しやすさや、対象者による支援内容の理解向上につながったと感じています。

図表 サポートプランを活用することのメリット (n=409)



? なぜサポートプランを作成しないといけないの？



事例

対象者と目標やサービス内容を共有できる
(阿智村)

- サポートプランの作成にあたり、対象者と面談し、聞き取りを行います。
- こどもの場合は、親子同時に面接を行うこともあれば、別室で面談を行い、それぞれから聞いた内容をすり合わせる場合もあります。
- 作成・手交を進める中で、サポートプランを活用するメリットとして、以下のようなことが見えてきました。
- ✓ 保護者と一緒に目標を振り返ることができる
- ✓ 利用できるサービスがあることを思い出してもらい、きっかけとして活用できる
- ✓ 困ったときにどうするか、家庭と支援者が一緒に考えることができる
- ✓ サービス活用の提案がしやすい
- ✓ 支援方針を関係機関に明確に伝えることができる
- ✓ こどもが意見を言いやすい



事例

対象者との話し合いが、地域資源を見つめ直す機会にもなる
(喜多方市)

- 喜多方市では、要対協登録の全ケースにサポートプランを作成しています。
- 年齢の高いこどもには、直接意向を聞くことで、本人が求めている支援をできるだけ叶えることを目指しています。
- サポートプランを作成することで、自分達の地域にある社会資源を見つめ直す機会になりました。
- 具体的には、子育て世帯訪問支援事業について、当初、家事支援のサービスとして捉えていたところ、対象者と話し合う中で、こどもを学校や居場所へ送迎してほしいというニーズが分かり、送迎サービスとしても活用することにしました。
- サポートプランを作成する中で、対象者のニーズが明らかとなり、自分達の地域にある資源をどのように有効活用するかを考えることができています。

? サポートプランの対象になるのは誰？

POINT

- 母子保健機能におけるサポートプランの対象者は、支援プランの作成対象者と同様。
- 児童福祉機能におけるサポートプランの対象者は、要支援児童等だけではなく、支援を必要とする、より幅広い家庭が対象になる。
- 最初の一步として、サービスの利用者から段階的に作成を進めることも考えられる。

解説

サポートプランの作成対象者の定義

ガイドラインP23～24を確認

- サポートプランの対象者は、ガイドラインにて以下の通りと記載されています。
 - 妊産婦や乳幼児、および乳幼児の保護者等、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要とされる者。
 - 「要支援児童等」及び「その他の者」（「その他の者」としては、①特定妊婦・要保護児童・要支援児童に該当しないものの、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する者、②予防的観点から早期の支援開始が必要な者、③一時保護・措置解除後や、在宅指導措置を行っているなど、児童相談所と連携しているケース等が含まれ得る。）
- つまり、母子保健機能のサポートプランの対象者は「子育て世代包括支援センター」で作成してきた「支援プラン」の作成対象者と同様であり、みずから自分自身やこどもが必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用計画を立てられる方を対象とするセルフプランとは対象が異なります。児童福祉機能のサポートプランの対象者は、要支援児童等だけでなく、より幅広い家庭が対象になります。

まずは、サービスの利用希望者から段階的に作成を進めることも一案

- 上記を踏まえ、こういった層から作成・手交を始めたらいかが分からないという自治体については、家庭支援事業等の利用者・利用希望者から作成を進めてみることも一案です。
- サポートプランはサービス利用のためだけに作成されるものではありませんが、センターとしてサポートプランの作成を進めるにあたり、比較的意向を確認しやすい支援対象者（サービス利用者等）から作成を始めてみることも考えられます。

? サポートプランの対象になるのは誰？

事例 サービス利用者を中心にプラン作成(仙北市)

- 児童福祉機能で作成するサポートプランは、市の独自事業である療育訓練事業(発達促進や親子関係構築のために、助言指導や育児相談を行い、保護者と共同して療育訓練に取り組む事業)の利用者や、ペアレント・トレーニング(市事業)の利用者を中心に作成・手交しています。
- これらのサービスを利用している対象者に作成・手交するサポートプランは独自様式としており、年度当初に保護者と面談し、目標を一緒に決めています。
- その他、要対協ケースへのプラン作成も行っていますが、療育訓練事業等のサービスにつながる対象者は、関わりを持った先が見通せているため、保護者と一緒に目標を立てやすく、新しく着任した職員でも、サポートプランを立てやすいです。

▶▶▶ [仙北市の家庭支援事業等のサービス提供についてはP75へ](#)

事例 カンファレンス・会議で対象者を決定(高浜町)

- 母子保健機能で作成するサポートプランは、母子保健機能にて行うカンファレンスの協議対象者に対して作成しています(別途、全妊婦対象にセルフプランを手交)。
- 児童福祉機能で作成しているサポートプランは、合同ケース会議の協議対象となった人を対象に作成しています。家庭支援事業を利用する人に対して作成するところから始めています。

Tips サポートプラン対象者の工夫

- アンケートの自由記述で見られた対象者の工夫は以下の通りです。
- ◆ サービス利用時は、本人からも同意を得やすいので、子育て世帯訪問支援事業を利用するときは必ず作成するように努めている。
- ◆ 継続的支援が必要な家庭に作成している。ヤングケアラーのいる家庭等は、支援員と心理職の二人で訪問し、支援員は保護者から、心理職は子どもから意向を確認し、サポートプランを立てることで、それぞれ意向を共有できるようになった。

? どのような様式を使えばいいの？

POINT

- ・ ガイドライン掲載の様式例をもとに市区町村が各自で工夫して定めることができる。
- ・ 対象者と話しながら自由に書き込める欄を設けたり、一部をチェック方式にする、イラストを掲載するなど、こどもを含む対象者にとって分かりやすい・書き込みやすい様式の工夫が必要。

解説

サポートプランには、①意向、②課題、③支援内容を記載する

ガイドラインP24、参考資料を確認

- サポートプランの様式は、①支援対象者の意向、②解決すべき課題、③支援の種類及び内容の記載を必須とした上で、地域の実情等に応じて各市区町村が項目を追加・工夫できます。
- その際、特に追加を考慮すべき項目として、作成日、こどもの氏名、こどもの状況、保護者の氏名、こどもや保護者が気になっていること、こどもや保護者が望んでいること、(それらのうち)保護者がすること、今後利用するサポートやサービスの頻度・時期、サポートプランの見直し時期、関係機関との情報共有についての同意などが挙げられています。
- ①支援対象者の意向や②解決すべき課題については、自由に話し合いながら書き込める欄を設ける自治体が多いですが、③支援内容の記載のうち利用サービスを選択する部分など、一部をチェック式にして対象者の負担軽減や職員による相談面接の補完を図っている自治体もあります。こどもが自分の気持ちを表現できるようイラスト等を活用するのも一案です。

各自治体のサポートプラン様式集は付録を参照

一体的サポートプランの様式例(こども家庭庁)

私たちは、おこさんのすこやかな育ちをご家族と一緒にサポートしていきたいと思ます。
そのために、みなさんの希望がかなうよう、このプランなどを使いながら、一緒に考え、お手伝いをいたします。

こどもの名前 _____
保護者の名前 _____

作成日：○年○月○日

現在の状況	<input type="checkbox"/> こどもの生年月日： <input type="checkbox"/> 出産機関名： <input type="checkbox"/> 子どもの所属等：	お仕事	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 退職) <input type="checkbox"/> なし
		里帰り出産	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
出産・子育てに 関する 今後の予定			
気になること	こども	保護者	
希望すること			
ご家族・支援者が一緒に 解決を 目指していくこと			
対象時期	<input type="checkbox"/> 出産前後 <input type="checkbox"/> 子育て期 (○歳○か月)		

次にこのプランをご相談する時期は、○年○月頃を予定しています。
困りごとや気になることがあれば、いつでもご連絡ください。

担当：○○こども家庭センター 名前：○○○○ (母子保健機能の担当者名)
連絡先：○○○○
名前：○○○○ (児童福祉機能の担当者名)
連絡先：○○○○

切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。

(署名) _____ (日付) _____ 年 _____ 月 _____ 日

? どのような様式を使えばいいの？

事例 対象者と話し合いながら自由に記述する、国の様式例に近い様式（袖ヶ浦市）

サポートプラン(乳幼児 学齢児等)
2025年1月17日

サポートプランID
ID
作成日

お子様の健やかな育ちをご家族と一緒に私たちがサポートしていきたいと思ます。そのために、このサポートプランを使い皆様の希望が叶うように、お子様ご家族と一緒に考え、お手伝いします。

氏名	様		
住所			
家族	様	続柄	
家族	様	続柄	
	子ども	保護者・家族	
心配していること			
希望すること			
みんなの希望			
	今 現在	将来 未来	
子どもがすること			
ご家族がすること			
目標			
支援機関が お手伝い できること			
支援機関 担当者			

内容	袖ヶ浦市の子どもや保護者のサポート・事業
心配・不安なこと 相談したい	<input type="checkbox"/> こども家庭センター <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 地区担当保健師 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室 <input type="checkbox"/> 母子父子自立支援相談 <input type="checkbox"/> 総合教育センター <input type="checkbox"/> 幼児相談 <input type="checkbox"/> すこやか相談 <input type="checkbox"/> えがお袖ヶ浦 <input type="checkbox"/> 法テラス <input type="checkbox"/> 法律相談
生活の状況や 環境を整えたい	<input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> こども食堂 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 学童保育 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後デイサービス
医療 健康	<input type="checkbox"/> 医療機関受診 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> こども医療費助成 <input type="checkbox"/> 未熟児養育医療給付 <input type="checkbox"/> ひとり親医療費助成
経済的な支援	<input type="checkbox"/> そでさば <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 高等職業訓練給付金(母子父子) <input type="checkbox"/> 自立支援教育訓練給付金(母子父子) <input type="checkbox"/> ガウラハバママ出産応援ギフト <input type="checkbox"/> ガウラハバママ子育て応援ギフト <input type="checkbox"/> ハローワーク・就労支援 <input type="checkbox"/> フードバンク・フードロス
家事・育児負担を 減らしたい	<input type="checkbox"/> 産前ヘルパー <input type="checkbox"/> 産後ヘルパー <input type="checkbox"/> ファミリーサポートセンター <input type="checkbox"/> ベビーシッター(民間)
一息つく時間を 作りたい	<input type="checkbox"/> 産後ケア事業(短期入所型) <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> 産後ケア事業(通所型) <input type="checkbox"/> トワイライトステイ <input type="checkbox"/> 産後ケア事業(居宅訪問型) <input type="checkbox"/> 一時保育
集い 交流したい 学び	<input type="checkbox"/> 子育て支援センター <input type="checkbox"/> プレ・ママハバ学級 <input type="checkbox"/> ライク(ペアレントトレーニング) <input type="checkbox"/> 学習支援
	<input type="checkbox"/> そでふあむ <input type="checkbox"/> その他

サービス事業者・支援機関と連携するため、プラン内容を共有することについて説明を受け、同意をします

本人署名 令和 年 月 日

サポートプラン見直し時期
袖ヶ浦市こども家庭センター
連絡先: 担当

- 作成すること自体が目的にならないよう、国の様式例(児童福祉機能)をベースにシンプルな様式にしました。
- 抱えている問題、強み、これからの意向などを対象者と話し合いながら自由に記述することを想定し、話のきっかけになる項目と自由記述欄を並べています。

? どのような様式を使えばいいの？

事例 意向、課題、解決策、利用するサービスを横に一覧化（涌谷町）

- 児童福祉機能のサポートプランは、職員間で意見を出し合いながら見直しを進めています。
- その中で、課題と解決策、利用するサービスを順に横目に確認できる様式を作成しました。
- こどもの意向を確認することが重要であるため、こどもと保護者の意向を1つの欄とし、こどもの思いや意向を保護者とともに考える形にしています。
- 裏面には、妊娠期、産後・乳幼児期、児童期それぞれで利用できるサービスを一覧にしています。これによって、母子保健側が児童福祉側のサービスを再認識できるなど、網羅的にサービスを把握できていなかった職員が、利用できるサービスを再認識できるツールにもなりました。

涌谷でわくわくサポートプラン

～お子様の健やかな育ちとご家族の子育てを、一緒にサポートしていきます～

作成日:



こどもの名前	様	<こどもの状況> 生年月日: 年 月 日生 年 齢: 歳 学年: 所 属: そ の 他:							
保護者の名前	様								
こんな家族がいいな	今:	将来:							
こども・保護者の思い	課 題	解 決 策	利用するサービスの種類		役 割	モニタリング 時期	モニタリング	達成 状況	
				担当者					
関係機関 担当者	わくやっ子センター (代表) 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)		子育て支援課 (直通)		氏名:				
			健康課健康づくり班 (直通)		氏名:				
					氏名:				
						氏名:			
次回連絡時期 <input type="checkbox"/> 電話(月 日)/ <input type="checkbox"/> 面談(月 日)/ <input type="checkbox"/> 訪問(月 日)/ <input type="checkbox"/> その他()									
妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関とのプランの内容を共有することについて同意します。 (本人署名) (日付) 年 月 日									

涌谷町提供

? どのような様式を使えばいいの？

事例 保護者とこどもが、負担なく意向を伝えられるようにする(守谷市)

- 気になることや希望することについて、保護者とこどもによるチェック方式としています。
- チェックリスト記入後、取り組みたいことなどを伺い、短期目標や中長期目標を作っていきます。
- こどもの「きになることリスト」では、今の気持ちに近いイラストを選んでもらえるよう工夫しました。
- 現在の満足度を0～100で確認し、この満足度を少しでも上げていくことを目指してサポートプランを作成しています。

気になることリスト (保護者)

 家事・育児 <input type="checkbox"/> 食事の買い物 <input type="checkbox"/> 献立作り <input type="checkbox"/> 料理 <input type="checkbox"/> 片付け、そうじ <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> こどものお世話 <input type="checkbox"/>	 人間関係 <input type="checkbox"/> ママ友・パパ友付き合い <input type="checkbox"/> パートナーとの関係 <input type="checkbox"/> 自分の親との関係 <input type="checkbox"/> パートナーの親との関係 <input type="checkbox"/> 職場の人間関係 <input type="checkbox"/> 支援者や病院との関係 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 介護の負担 <input type="checkbox"/> 仕事と育児の両立 <input type="checkbox"/>
 成長や発達の心配 <input type="checkbox"/> 病気がある <input type="checkbox"/> 怒りすぎてしまう・手をあげてしまう <input type="checkbox"/> かわいいと思えない <input type="checkbox"/> 生活習慣、生活リズムが身につかない <input type="checkbox"/> うまく一緒に遊べない <input type="checkbox"/> 接し方がわからない <input type="checkbox"/>	お金や手続き <input type="checkbox"/> お金がなくて困っている <input type="checkbox"/> お金を計画的に使えない <input type="checkbox"/> 役所の手続きや書類が苦手 <input type="checkbox"/> どんな支援があるか知りたい <input type="checkbox"/>
 園や学校に行かない、ひきこもっている <input type="checkbox"/> 学習面での遅れが気になる <input type="checkbox"/> 友だちと仲良くできない <input type="checkbox"/> 園や学校の持ち物やプリントの準備 <input type="checkbox"/> 園や学校の先生とのやりとりがしんどい <input type="checkbox"/> 反抗が強い <input type="checkbox"/> 将来が心配でたまらない <input type="checkbox"/>	自分の調子 <input type="checkbox"/> 眠れない、食欲がない <input type="checkbox"/> なんとなく不調 <input type="checkbox"/> 消えてしまいたいと感じる <input type="checkbox"/>
子ども <input type="checkbox"/>	その他 <input type="checkbox"/> 暴力を受けている <input type="checkbox"/> 言いにくいけど相談したいことがある <input type="checkbox"/> 自分の病気によるこどもへの影響が心配 <input type="checkbox"/>

引用 『ゆるっとこそだて応援ブック』(応募するは)一部改変

希望すること	<input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園・学校以外の行き場所を探したい <input type="checkbox"/> 誰かに相談したい・話したい <input type="checkbox"/> 経済的支援をしてほしい <input type="checkbox"/> こどもと離れる時間がほしい <input type="checkbox"/> 家事や育児を手伝ってほしい <input type="checkbox"/> 家事・育児力を向上したい <input type="checkbox"/> その他 ()
一緒に解決を目指していくこと	<input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園・学校以外のこどもの居場所をつくる <input type="checkbox"/> 児童発達支援や放課後等デイサービス等に通いこどもの成長や発達を促す <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室や保健センターでこどもの成長を促したり保護者の対応力を上げる <input type="checkbox"/> (必要時) こども・保護者が医療機関を受診する <input type="checkbox"/> 家事支援やファミリーサポートセンターを利用する <input type="checkbox"/> ショートステイ等を利用して家庭環境を整える <input type="checkbox"/> その他 ()

今すぐ取り組むこと (短期目標) 年 月 日 ~ 年 月 日まで	なりたい将来のすがた (中長期目標)
☆ 保護者がすること ☆ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆ 支援者ができること ☆ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	☆ 保護者がすること ☆ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆ 支援者ができること ☆ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

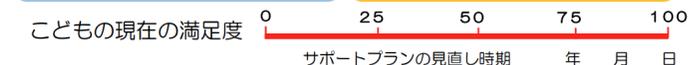
保護者の現在の満足度 0 25 50 75 100

きになることリスト (こども)

じぶんのこと <input type="checkbox"/> からだやこころのこと <input type="checkbox"/> べんきょうやしんろのこと <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> こわい <input type="checkbox"/> たたかれる <input type="checkbox"/> おこられる <input type="checkbox"/> かそくのびょうき <input type="checkbox"/> いえのてつだいがおおすぎる <input type="checkbox"/>	 いまのきもちは何ですか？
ようちえん ほしいこと がっこうのこと	<input type="checkbox"/> いきたくない <input type="checkbox"/> せんせいがこわい <input type="checkbox"/> ながてなともだちがいる <input type="checkbox"/>	

きぼうすること	<input type="checkbox"/> ほしいえん、ようちえん、がっこうとはちがういしょがほしい <input type="checkbox"/> そうだんできるところがほしい <input type="checkbox"/> そのほか ()
一緒に解決を目指していくこと	<input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園・学校以外のこどもの居場所をつくる <input type="checkbox"/> 児童発達支援などに通う <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室や保健センターでこどもの成長を促したり保護者の対応力を上げる <input type="checkbox"/> (必要であれば) こども・保護者が医療機関につなげる <input type="checkbox"/> 家事支援やファミリーサポートセンターを利用する <input type="checkbox"/> ショートステイ等を利用して家庭環境を整える <input type="checkbox"/> その他 ()

今すぐ取り組むこと (短期目標) 年 月 日 ~ 年 月 日まで	なりたい将来のすがた (中長期目標)
☆ こどもがすること ☆ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆ 支援者ができること ☆ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	☆ こどもがすること ☆ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆ 支援者ができること ☆ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>



切れ目ない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。

(保護者名) 担当: こども家庭センター

(日付) 年 月 日

守谷市提供



Tips アンケートで集められた、サポートプラン様式の工夫

- アンケートの自由記述では、サポートプランの様式に関して以下のような工夫が挙げられました。

■ 地域資源の一覧化

- ◆ 子育て支援ガイドブックのURLに飛べる**二次元コード**を掲載し、**社会資源を検索できる**ようにしている。
- ◆ 両機能の関連事業だけでなく、こどもや家庭が利用できる**あらゆるジャンルの社会資源**をリスト化している。

■ 関係機関等との情報共有を進めるための工夫

- ◆ サポートプランは**複写式**を用い、セルフプランが掲載されているノートに貼付している。そのノートとサポートプランは**関係機関が確認できる**ようになっており、この仕組みについて関係機関に周知している。
- ◆ 関係機関に情報共有できるよう、住所、生年月日、**かかりつけ医**、**服薬内容**、連絡先を追加した。

■ 親しみやすさ

- ◆ **イラスト**等を活用し、受け入れやすい様式にしている。
- ◆ 質問項目については、こどもや保護者が**理解しやすい言葉**に置き換えている。

■ 意向を反映させるための工夫

- ◆ **スケーリング**(認識や気持ちの数値化)を用いて、現状に対する対象者の認識を確認することで、**言語化されていない心情等が反映**され、状況の把握やアプローチに役立つことがある。まずはスケーリングから入って、課題やニーズを具体化して行くこともある。

POINT



- 作成・手交することが決まったら、作成の方法について統括支援員と相談・確認することも有効。
- 手交後は、見直し時期について確認するとともに、作成時の本人の様子や作成時に困ったこと、声掛けの仕方などを内部で共有・相談することも効果的である。

解説



対象者の決定から事前準備に関する行うこと

ガイドラインP25を確認

- 母子保健機能・児童福祉機能が各々の対象者に対してサポートプランを作成する場合は、各機能でのアセスメントや会議体での協議結果を踏まえ、作成のタイミングを判断します。
- 一体的支援体制においてサポートプランを作成する場合は、合同ケース会議で両機能による包括的なアセスメントを行い、その家庭のサポートプランをどのように作成するか、タイミングや主担当などを協議・判断します。
- 支援が必要な対象者として作成・手交することが決まったら、対象者との関わり方やどのように作成を進めるかなどについて、事前に**統括支援員等と相談・確認**することも効果的です。
- なお、家庭訪問等での面談時に支援内容等を対象者と話し合っ作成したサポートプランを、その場で手交することも想定されるため、作成から手交までの間の事前の内部決裁等は必ずしも求められていません。
- 各市区町村で、あらかじめ、作成から手交までの流れや内部手続きについて取り決めておきましょう。

作成・手交後は、内部での振り返りも重要

- 作成・手交後は、**当日の様子や次回の面談・見直し時期などを記録し、適切な進行管理**を行います。
- 併せて、**作成時に困った点や対象者への声かけの工夫などを定期的に職員間で共有**することで、次回以降の面談や他の対象者へのサポートプランの作成・手交にも活かせる新たな視点を得られたり、職員間の心理的安全性が保たれるなどの効果が期待できます。

事例 内部での事前準備と振り返り(横浜市泉区)

- 支援対象者が、サポートプランを作成できるタイミングであるか、合同ケース会議で検討します。
- 作成・手交することが決まると、作成・手交の前日までに、センター長、統括支援員、両機能の係長と一緒に、どのような伝え方をするか、一緒に書いて手交するとしたらこのようなイメージか等を、相談しながらシミュレーションします。
- 手交後は、当日中に、センター長、統括支援員、両機能の係長とともに、職員が困ったことや気づいたこと、次回の見直し時期等について振り返りを行います。

職員の声

職員も不安な中で新しく取組を進めているため、手交の前後にセンター長、統括支援員、両機能の係長が手厚くフォローしています。



事例 支援に応じて手交、統括支援員が随時確認(袖ヶ浦市)

- サポートプランの作成対象者については、合同ケース会議で諮っています。
- サポートプランの作成にあたっては、まず、職員が対象者との間で紙面の様式をもとに話し合い、その内容を踏まえてシステム上でプランを作成します。
- プランはすべてシステムで作成・管理しており、センター職員は誰でも、作成されたサポートプランを確認できます。
- 作成されたプランは統括支援員が随時内容を確認し、例えば「自分だけで頑張っていく」等の記載にとどまる場合は他に考えられる具体的な支援内容などを助言し、その後、対象者に紙で手交します。
- 手交後、対象者から署名をもらったサポートプランを月ごとにまとめて起案し、こども家庭センター長に報告・共有するほか、健康推進課(母子保健機能)にも合議を取っています。毎回事前に決裁することを求めるとプラン作成が目的化しやすいため、事後報告としています。

対象者の判断



対象者との話し合い



作成



統括支援員による確認



手交



? 関係性の構築が難しい家庭に対して、どのように作成する？

POINT



- 信頼関係を築くためには、支援者の傾聴・共感・承認の姿勢が重要になる。
- 支援拒否や援助希求が乏しい場合であっても、対象者から困り感が聞かれるタイミングなど、作成のタイミングを見極めることが必要。

解説



対象者との関係を構築するために、支援者に求められる姿勢

ガイドラインP25～27を確認

- サポートプランは対象者との協働関係をもとに作成することが求められます。
- そのため、対象者との関係構築に向けては、**傾聴・共感・承認の姿勢**が重要になります。特に児童福祉機能では、「あなたの希望は何ですか？」「希望を実現するために手伝えることは何ですか？」などの質問を通して、対象者の思いや困りごとを丁寧に聴き、児童福祉に限らず生活上のニーズに応える姿勢を示すことなどが考えられます。
- なお、サポートプランはニーズの把握を入口に作成されるものですが、直近の課題を解決するためのサービス利用だけでなく、「**こうありたい**」という**対象者の願いを共有**し、支援の方向性について一緒に考えることが重要です。

支援を拒否している場合や援助希求が乏しい場合の働きかけ

- 対象者が支援を拒否している場合や援助希求が乏しい場合であっても、信頼関係の構築に向けた働きかけを行いながら、**対象者から困り感が聞かれたタイミングでプランの作成について提案**するなど、アプローチを続けながら作成のタイミングを見極めることが重要です。
- 実際に作成する際には、何のために作成するのかなどを丁寧に説明し、**対象者の不安を和らげる**ことも大切です。
- なお、サポートプラン作成の同意が得られない場合は、可能な限り対象者のニーズの把握を行い、内部の支援計画等に反映させて支援を進めることが求められます。



Tips 対象者との関係構築やサポートプラン作成への同意取得・本人参画に向けた工夫

- アンケートの自由記述では、対象者との関係性構築に関して、以下のような工夫が挙げられました。

■ 作成のタイミング

- ◆ 妊娠届出時や健診時、家庭訪問時など**対面でゆっくり話ができる時間**を活用する。
- ◆ 母子健康手帳交付時や産後ケア事業の利用申請時など、**妊産婦の困りごとを解消できるタイミング**を活かして面談を行い、サポートプランを作成している。
- ◆ 作成・手交を目的とすると対象者の思いとの相違が生じるので、**面談時の記録・整理**として自然な流れで作成している。

■ こどもからの聞き取りの工夫

- ◆ こどもともコミュニケーションを取り、リラックスした雰囲気でお話を聞くようにしている。
- ◆ こどもと面談を行う際は**複数名で対応**し、話の意図を多視点で検討できるようにしている。
- ◆ **こどもの帰宅時間に配慮**して夕方に訪問する。

■ 声かけや働きかけの実際・その他

- ◆ サポートプランを作成する際の面談時には、「今日はいつもと違う感じでお話を聞くね」と対象者に声をかけ、1時間半程度じっくり時間をかけて話を聞く。
- ◆ サポートプランを持っていった際、「要らない」と言われた場合も、「使えるサービスがこれだけあるから良かったら見てくださいね」「この家庭のために何ができるか考えたんです」と伝えて手渡している。
- ◆ サポートプランがどのようなものかを**対象者に説明する用紙**を作成・使用している。
- ◆ 偏見にならないように、サポートプランは「子育て世帯みんなが活用するもの」と、対象者だけでなく関係機関にも機会があるごとに伝える。
- ◆ 生活状況やこども・保護者のニーズの聞き取りが難しい場合は、**ベテランの相談員が同行**する。

事例 対象者の困りごとを一緒に解決していくことを伝える(守谷市)

- サポートプランについて対象者と話し合うときは、優先順位をつけ、保護者にとって困り感がある大変な部分から、どう取り組んでいくのがよいかを考えています。
- 「一緒に解決していこう」と伝えつつ、まずは2か月くらいでと、**短期目標を作成**します。
- 保護者が、人間関係のことや金銭面等も含め本当に困っていることを把握できると、それを切り口にして、サポートプランを作成しやすくなります。
- サポートプランは、行政から一方的に作成しても上手くいきません。保護者の困り感を受け止めつつ、**保護者が前向きな気持ちになれるよう持っていくことが重要**であり、職員のスキルアップが必要です。



現在行っている支援の中で、対象者の意向をどのように聞いていますか？
対象者と一緒にサポートプランを作成するにあたり、どのような声かけができそうでしょうか？

? 作成後のサポートプランはどのように活用し、見直すの？

POINT

- サポートプランの作成後は、支援の実施状況を適切に管理し、支援結果を踏まえた評価と支援の見直しを行うことが重要。
- 対象者から同意が得られた場合は、サポートプランの内容を関係機関とも共有することで、対象者のニーズに合った一貫した支援を包括的に行うことにつながる。

解説

サポートプランを活用し、支援結果の評価と見直しを行う

ガイドラインP27を確認

- アンケートでは、要対協に登録しているケースのサポートプラン見直しの頻度は「3か月以内に1回」という回答が4割と最も高い結果となっていました。このように、要支援児童等に該当し、支援の継続が必要と判断される場合には、支援の目標や内容を対象者と話し合い、サポートプランを更新する必要があります。
- 要支援児童等でないケースや母子保健機能のみでサポートプランを作成するケースも同様に、継続的な支援の必要性が認められた際や、対象者の状況の変化が生じた際は、支援の引継ぎやサポートプランの更新が必要です。
- センターの役割の1つには「変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメント」があります。支援の実施状況を適切に進行管理し、支援結果を踏まえた評価と見直しを行うことが求められます。

必要に応じて、関係機関との情報共有・連携を

- なお、支援結果を踏まえた評価や支援内容の見直しを行う際は、対象者と関わりのある民間団体を含め、連携する関係機関等の意見を十分に踏まえることも重要です。
- サポートプラン上で関係機関との情報共有について対象者から同意が得られた場合は、サポートプランの内容や対象者の意向を共有することで、対象者のニーズに合った一貫性のある支援を包括的に行うことにつながります。



Tips サポートプランの進行管理や活用の工夫

- アンケートの自由記述では、サポートプランの管理や活用方法について、以下のような工夫が挙げられました。

■ 進行管理の工夫

- ◆ 合同ケース会議で設定されたサポートプランの**評価日を統括支援員が管理**し、適切に評価できるようにしている。
- ◆ サポートプラン作成から手交、アセスメント時期の設定について、両機能で協議し、**フロー図を作成**した。児童福祉が主となり、両機能の**サポートプラン管理担当をつくり、進捗管理**を行っている。アセスメント時期を見逃さないよう、データで管理している。
- ◆ **サポートプラン原本をケース記録に綴り**、随時、記録も合わせて統括支援員と共有している。ケースごとの見直しのタイミングについては、担当だけでなく係長も管理している。**サポートプラン記録用紙に見直し時期を明記**している。
- ◆ サポートプランの管理者が更新時期を示した一覧表を作成し、**更新月には各々ケース作成担当者に声をかけ調整**している。

■ 合同ケース会議の活用

- ◆ ケースの主担当が変更となるとき、両機能で支援が必要と考えられたとき、片方のみで対応しているケースでもう一方の過去対応状況等の情報が必要になったときなど、合同ケース会議を開催して認識共有を図るようにしている。

■ 関係機関との情報共有

- ◆ 保育園に通っているこどものサポートプランについては、保護者の同意を得てから保育園にも共有し、**家庭と保育園で一貫した対応**が行われるようにしている。
- ◆ 対象者が学齢期以降のこどもの場合、サポートプランを**学校と共有し本人の困りごとやニーズを共有**している。
- ◆ 子育て世帯訪問支援事業は、委託先のサービス提供事業者の個別支援計画とサポートプランに齟齬がないよう共有している。

? サポートプランの意義が職員全体に浸透していない

POINT

- サポートプランの作成・手交にあたっては、「サポートプランで大事にすることは何か」、「どのように活用するか」などを事前に内部ですり合わせる事が重要。

解説

認識をすり合わせるための機会を作る

- サポートプランの作成目的や意義が職員全体に浸透していない場合、こども家庭センター内で、以下のような内容を**職員同士で話し合う**ことが考えられます。
 - サポートプランの作成・手交にあたり、当センターで大事にすることは何か
 - サポートプランを作成・手交することでどのような支援を目指すのか
 - サポートプランをどのように活用するか
- また、こうした話し合いの場や研修の機会に、すでに**サポートプランを活用して支援が円滑に進んだ事例**や、**実践してみて難しかったこと・改善すべきこと**などを職員みんなで共有することも有効です。

事例

運営ガイドラインをもとに、話し合いを実施 (横浜市泉区)

- 本庁部門(こども青少年局)の取組として、センター設置前年度に、**市独自の運営ガイドライン**を作成しました。
- それに加え、泉区では、サポートプランの作成・手交の開始前に、「サポートプランを作成するとしたら、どのような対象になるか」、「支援計画と何が異なるのか」等を**話し合う機会**(SPイメージ共有会)を設けました。
- そこで、対象者と一緒に支援を考えるための「**ツール**」として**サポートプラン**を活用することを常に意識すること等を職員と共有しました。

SPイメージ共有会の開催の様子 (横浜市泉区提供)





3. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

4. 両機能による一体的支援 (合同ケース会議など)

? 両機能の理解を深めるための工夫って？

POINT

- 両機能の縦割りを解消するためには、具体的な業務の流れについて共通理解を持つことが重要。
- 日常的に話し合う場の設定、業務への同行・同席、合同研修の開催などを積極的に行うことも有効だと考えられる。

解説

具体的な実務についても両機能間の共通理解を図ることが重要

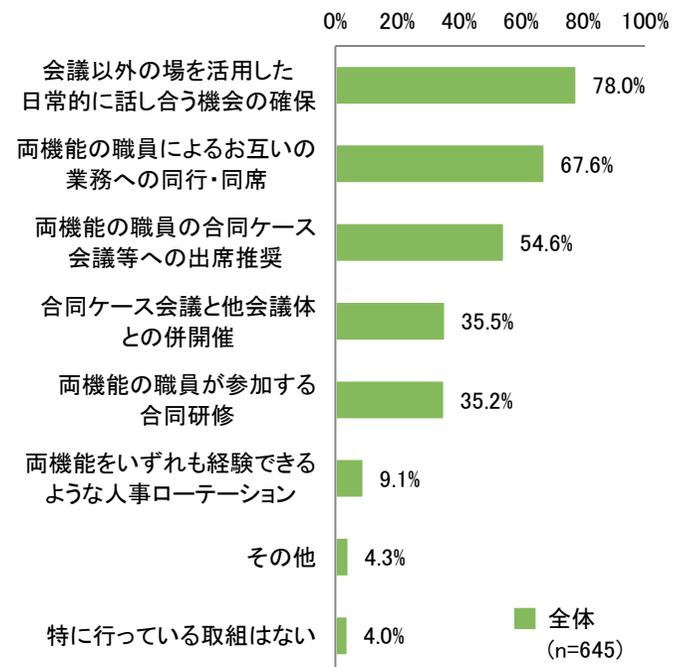
ガイドラインP17を確認

- 本来、母子保健機能と児童福祉機能が連携して対応すべきケースは幅広く存在しますが、組織が別であるために情報共有等が円滑になされないといった課題も生じていました。
- こうした、両機能の縦割りによる弊害を解消するためには、一体的支援に関する理念の理解や体制の構築だけでなく、**具体的な業務の流れについても、両機能が共通理解を持っておくことが重要**であるといえます。
- アンケートでは、市区町村の8割弱が両機能が日常的に話し合う機会を確保し、7割弱が互いの業務への同行・同席を行っている一方、合同研修を実施している割合は低いことが分かりました。
- 合同ケース会議で個別ケースについて話し合うだけではなく、**日常的に話し合う場や同行・同席、合同研修など様々な機会を設け、互いの業務を知る機会を積極的に作る**ことが重要です。

▶▶▶ P30では、両機能を同一フロアや同一建物に設置することで、情報共有を円滑に進めている事例を紹介しています。

▶▶▶ センター内の人材育成や研修のアイデアはP26へ

図表 両機能の一体的支援に向けた取組(複数回答)



📌 事例 両機能が困りごとを気軽に話し合える場を設定(袖ヶ浦市)

- 母子保健機能と児童福祉機能では得意とする領域が異なるため、両者が協働して一体的な支援を行うためには、まず**共通理解を持つ**ことが必要と考えています。
- 母子保健機能の保健師は児童虐待ケースの主担当を経験する機会がない中、児童虐待に関する**研修や児童福祉機能との話し合いの場もない**ことが課題として浮かび上がりました。
- そこで、お互いに対話ができる場として、**困りごとを気軽に話し合える「真面目な雑談の場」**(任意参加)を月1回開催することにしました。
- 統括支援員(社会福祉士)がファシリテーターを担い、虐待の臨床現場において保健師のアプローチの仕方が重要であることや、保健師の関わりが虐待の予防にどうつながるか等について、話し合っています。
- 取組を始めてからは、話し合いの場があることで、保健師等の職員のモチベーションにつながったり、心理的安全性が高まったことで両機能の**連携のハードルが低くなった**という声も聞かれました。
- 実践と学びが一体化した取組であり、**職員のバーンアウトを防ぐための場**にもなっています。



両機能の話し合いの様子(袖ヶ浦市提供)

Tips 両機能の一体的支援に向けて行っている取組

- アンケートの自由記述では、一体的支援に向けた取組として、以下のような工夫が挙げられました。

■既存の会議体を活かした合同ケース会議開催

- ◆ 妊娠届出時から出産までに支援が必要な家庭に関する情報共有と支援方針の検討を行う定例会議と合同ケース会議を同時開催している。

■日常的な情報共有・協議の機会確保

- ◆ 訪問記録等を両機能で回覧し、情報共有している。
- ◆ 場所が離れているため、職場内のグループチャット（LGWANネットワーク等）を利用し、頻繁に情報交換や協議等を行っている。

■互いの業務への同席・同行

- ◆ 母子健康手帳発行時や新生児訪問や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、家庭訪問等における同席・同行訪問を行っている。



両機能による一体的支援に向けて、
やってみたいことを挙げてみましょう

? 合同ケース会議は、何について話し合う場？

POINT

- 合同ケース会議は、家庭の情報や課題を共有した上で、両機能が連携した支援の必要性について話し合い、当該家庭への支援方針の検討・決定を行う場。
- 両機能が支援を行う中で互いの情報提供や一体的支援が必要と思われる家庭が協議対象となる。

解説

両機能で協働すべきケースについて、支援方針を検討・決定する場

ガイドラインP19~21を確認

- 合同ケース会議は、両機能で協働・情報共有すべきケースについて、**各家庭の情報や課題を共有した上で、連携した支援の必要性**について話し合い、当該家庭への**支援方針の検討・決定**を行う場です。
- 母子保健機能からは、**リスクアセスメントシート**(※)等を活用し、協議が必要であると考えられる家庭や、特定妊婦の可能性が高く、児童福祉側と協議が必要な家庭などが協議対象として挙げられます。
- 児童福祉機能からは、新規相談又は継続支援ケースのうち母子保健機能と協議が必要な家庭や、要対協での進行管理を終結するケースのうち母子保健機能による継続支援が必要だと考えられる家庭などが挙げられます。
- そのため、合同ケース会議の協議対象は、サポートプランの作成対象か否かにかかわらず、**両機能での共有・一体的支援が必要なケース**といえます。なお、両機能が一体的に作成するサポートプランは合同ケース会議の協議対象となる一方、各機能単独でのサポートプラン作成の際に合同ケース会議を経なければならないわけではありません。

互いの情報やアセスメント内容を共有し、両機能での方針検討・役割分担を行う

- 会議では、**アセスメントに必要な互いの情報を共有し、両機能合同でのアセスメントに基づく支援内容や役割分担**を検討します。サポートプランを作成する場合は、その内容や作成後の更新について検討することも必要です。
- **要支援児童・要保護児童・特別妊婦等に該当するかの判断**や、当該家庭への方針決定の場としても活用できます。

Tips 合同ケース会議を開催したことで、対象者の支援に役立った事例

- 合同ケース会議での話し合いによって支援に役立った2つの事例を、アンケートの自由記述から紹介します。

■医療、DV、虐待等の複数の視点から協議

- ① 経済的な課題や親の精神疾患など複合的な課題がある家庭に、こどもが出生。妊娠中から特定妊婦として関わってきたが、虐待が疑われる事案が発生した。
 - ② 合同ケース会議にて、医療、DV、虐待等の**多角的な視点で現状の共有と支援方法の協議**を行い、役割分担を行った。また、各担当の**強みを活かして外部機関との連携**を図れた。
 - ③ 現在は、養育支援訪問事業の導入等を行い、在宅での支援が継続できている。
- ⇒ 家族がそれぞれに抱える課題を多角的に把握し、アプローチの幅を広げるために、**母子保健、児童福祉、女性相談の各担当者**と**統括支援員**が**センター長席の周囲に集まり**、密に情報を共有し協議を重ねた。必要に応じて、外部機関とも協議して対応した。

■役割分担を行い円滑に支援を提供

- ① 発達課題のあるこどもがいるひとり親家庭で、養育者である母が、養育や仕事のストレスから気持ちの余裕がなくなり児童に暴言を行ったケース。
 - ② 合同ケース会議にて、母子保健機能は、保育所への情報提供や、療育医療機関への同行受診等を、児童福祉機能では、療育の利用にともなう受給者証の発行や計画相談支援に関する契約依頼等を行うといった役割分担を行った。
- ⇒ 合同ケース会議では、**こどもが生活しやすい環境**を得られるため、**養育者が子育てをしやすくするためにはどのような支援が必要なのか**を重点的に協議し、具体的な支援方針を決定していく場に行っている。



? 合同ケース会議には誰が参加するの？

POINT

- 母子保健・児童福祉の両機能の職員、統括支援員が参加する会議を合同ケース会議という。
- 合同ケース会議のファシリテーションは統括支援員が担うことが期待されている。
- その他福祉部門や教育部門が参加している市区町村もある。

解説

統括支援員と両機能の参加が基本

ガイドラインP20～21を確認

- 合同ケース会議の参加者は、統括支援員、母子保健機能の職員(保健師等)、児童福祉機能の職員(こども家庭支援員等)がメインです。
- また、**統括支援員は**、合同ケース会議のファシリテーションを担うこと、知見や経験を発揮することが期待されていることから、**原則としてすべての合同ケース会議に参加することが望ましい**とされています。
- 市区町村の中には、こども家庭センター職員だけではなく、**その他福祉部門や教育部門**が参加し、多角的な視点からケースについて検討する場としている事例が見られました。

事例

教育部門や保健所が参加してケースを検討
(喜多方市)

- こども家庭センター設置前から、関係各課が集まって情報共有しながら話し合う場として「子ども子育て庁内連携会議」を月1回実施していました。現在は、この会議を合同ケース会議に移行しています。
- 社会福祉課の子ども家庭総合支援班(児童福祉機能)と障がい福祉係、**こども課(こども園・児童クラブ担当)**、保健課(母子保健機能)、**教育委員会の実務者**が集まり、気になるこどもの情報共有を行っています。
- 協議対象は、児童福祉機能の主担当ケース、特に学齢期のケースが大半です。
- その他、乳幼児健診で気になったこどものケースについて母子保健機能と児童福祉機能が話し合う「**母子ケース検討会議**」を月1回開催しています。この会議には、県の**保健福祉事務所にも参加してもらい**、アドバイスをもらったりしています。

事例 少人数で検討する機会と、多職種の関係者が検討する機会を作る(藤枝市)

- 藤枝市では、週1回開催する会議と月1回開催する会議の2つの合同ケース会議を原則対面で開催しています。
- 週1回の会議では、統括支援員を含め**両機能の最小限の実務者**が集まり、特定妊婦や複合的な課題を持つケースの共有や、支援方針の検討・役割分担等を行っています。
- 月1回の会議では、**統括支援員、児童福祉機能(子ども家庭支援員、養育支援訪問支援員)、母子保健機能(保健師、公認心理師等)**のほか、**地域子育て相談機関の職員や育児サポーター(※)**が参加しています。この会議では、養育支援訪問事業を利用しているケースや母子保健機能で支援を継続しているケースの経過等を報告し、それぞれの支援方針について検討しています。
- 週1回の会議では職員の負担軽減のため、会議のために新たな資料の準備は求めず、相談支援の中で**既に作成している資料**などを活用しています。
- 両機能の担当者が話し合う機会を持つことで、**気づきが増え**、特に**複合的な課題を持つ困難ケース**で早期から連携して支援ができています。



上:週1回の会議、下:月1回の合同ケース会議の様子(藤枝市提供)

(※)育児サポーター:生後1年までのこどもを持つ保護者が、安心して子育てができるように、育児サポーター(保育士)が家庭を訪問し、育児の相談や支援を行う事業。子ども・子育て支援事業交付金の養育支援訪問事業を活用して実施。サポート内容は、育児相談、授乳・沐浴・離乳食づくりのお手伝い、こどもの月齢にあった遊びの提供、子育て支援センターや健診、予防注射等の付き添い等 [育児サポーター派遣事業／藤枝市ホームページ](#)

? 充実した協議を円滑に行うためには？

POINT

- 協議前に支援方針案を考え、それをすり合わせる場として合同ケース会議を活用することや、定期開催を待たずに、両機能でこまめに情報共有・協議する機会を作ることも重要。
- 既存の会議体の活用や参加による事務負担の軽減などを図って参加者を充実させることにより、両機能が互いの役割の理解を深めることにもつながる。

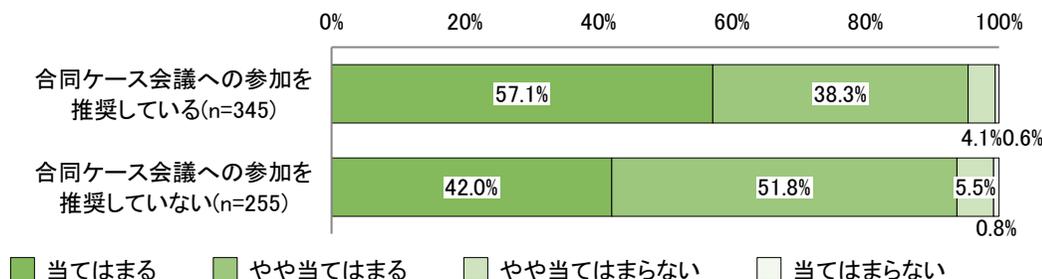
解説

参加者の負担を軽減しつつ、両機能が情報共有しやすい仕組みを作る

- 合同ケース会議に関しては、「定期開催に予定を合わせることができない」「会議時間が長くなってしまう」「会議用資料の作成等の業務負担が大きい」等の開催に関する課題感が聞かれることも少なくありません。
- 一方で、検討事例の担当者以外も含め広く職員の会議参加を推奨している市区町村では、両機能の役割について理解が深まったという回答割合が高くなっており、両機能の多くの職員が参加して充実した協議を行うことは、**お互いの業務への理解を深める上でも有効**といえます。
- 充実した合同ケース会議を行うための工夫として、合同ケース会議の前に**各機能で事前に支援方針を考え、会議をすり合わせの場として活用することや、定期開催を待たずにこまめに情報共有・協議する**(=随時開催の機会もうまく活用する)ことも考えられます。
- 会議を充実させるためには、参加者の負担をなるべく軽減させることも重要です。
- 例えば、新しく会議体を設けるのではなく、**既に実施している会議体**に両機能の職員と統括支援員が参加する仕組みを整えたり、会議前後の**記録作成をなるべく簡素化**する等の工夫が考えられます。

図表 合同ケース会議等への出席推奨の状況別

「両機能の役割について理解が深まった」に当てはまる割合(単数回答)



▶▶▶ その他の事務負担を減らすための工夫はP24へ

事例 名簿上で協議内容を管理(仙北市)

- 合同ケース会議の協議対象となるケースについては、両機能からの提案をもとに統括支援員が協議対象を決定して**名簿を作成し、管理**しています。
- 月1回の会議(1回あたり2～3時間)では、この名簿に基づき、状況を確認しながら現在の支援内容で問題ないかを話し合います。
- 協議対象となるケースが多いため、担当者から**要点をまとめて話してもらいます**。当初は時間がかかりましたが、職員全体が、**だんだん要点をつかんでプレゼン**できるようになってきました。回を重ねる中で、今、合同ケース会議での検討が必要な段階なのかどうか判断できるようになってきました。
- 会議のための資料は作らず**名簿に協議結果(支援方針等)を記入**することで、複数ケースの方針や状況を共有しやすく、担当者が**簡便に統括支援員等と相談して助言をもらいやすいスタイル**をとっています。
- なお、より丁寧に相談したほうがよいケースについては、**月1回の会議とは別日で合同ケース会議を臨時開催**し、支援方針を話し合っています。

Tips 合同ケース会議を充実させるための工夫

- アンケートの自由記述では、会議を充実させるための工夫として、以下のような例が挙げられました。
- ◆ 会議前に話し合いたいケースを参加者に伝えるほか、一目で見て分かるよう**ケースの概要**をつくり、協議が円滑に進むようにしている。
- ◆ 在宅支援アセスメントシートでの**アセスメントに必要な情報**を持ち寄ってほしいことや、**会議内での役割**を**事前**に参加者に伝えて参加してもらっている。
- ◆ 合同ケース会議には、担当者を含む**各機能複数名で出席**する。その協議結果は、児童福祉機能の受理・支援方針会議等で報告・協議し、センター全体で対応方針の適切さを再確認するようにしている。
- ◆ 資料を簡素化し、**ホワイトボード**を活用してジェノグラムや課題、方針を可視化。**ホワイトボードが電子黒板**であるため、**会議終了後に印刷したものを両機能で共有**し、振り返りもできるようにしている。





4. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

5. 家庭支援事業等のサービス活用、 利用勧奨・措置

? 家庭支援事業とは？

POINT

- 子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の6事業を「家庭支援事業」という。
- 支援が必要な者(事業の提供が必要な者)に対し、市区町村は、家庭支援事業の利用を勧奨・支援しなければならず、それでも利用が著しく困難な場合は家庭支援事業を提供(措置)できる。

解説

既存の3事業 + 新たに創設された3事業により家庭への支援を拡充

ガイドラインP158~161を確認

- 子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を提供する既存の市町村事業である「子育て短期支援事業」「養育支援訪問事業」「一時預かり事業」と、新たに市町村事業として創設された「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の6事業を「家庭支援事業」と言います。

》》 各事業の実施状況や最新情報はこちら→【こども家庭庁】家庭支援事業webページ

- 令和4年児童福祉法等改正法では、家庭支援事業の提供が必要と認められる者について、その利用を勧奨・支援しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行って支援を提供できるようになりました。(※)

》》 利用勧奨・措置の具体的な方法についてはP80へ

家庭支援事業の担い手の発掘・養成も重要

- こども家庭センターは、妊産婦や子育て家庭のニーズや課題に応えるために、直接の相談対応のほか、母子保健事業や家庭支援事業その他の多様なサービスや地域資源を組み合わせ、支援を組み立てる役割を担っています。
- そのためには、家庭支援事業の担い手となり得る者を発掘・養成したり、担い手に対する財政支援等を行うことで、地域に必要な支援を着実に提供できる体制を整えることが重要です。

(※)市区町村が行う「措置」は、利用者からの申請がなくても利用できるよう事業を提供するものであり、児童相談所による法第33条に基づく児童の一時保護などとは異なり、保護者の同意なく強制的に事業提供するものではありません。

? 家庭支援事業等を充実させるためにはどうしたらいい？

POINT

- 事業の構築や供給量の充足のためには、担い手の確保を行うことが必要。
- 子育て支援分野の担い手が少ない場合は、社会的養護、教育、高齢者福祉、障害者福祉等の既存の事業者アプローチしたり、都道府県とも相談し、隣接市区町村との広域共同実施も模索する。

解説

事業の構築・供給量の充足のためには、既存の地域資源へのアプローチが必要

- 家庭支援事業の全国的な実施状況を見ると、市区町村の実施率が1割未満にとどまっている事業もあり(※)、事業の提供体制には課題があることがうかがえます。
- 一方で、事業の構築や供給量を充足のため、**新たな担い手の開拓**等に取り組んでいる市区町村も少なくありません。
- 例えば、子育て世帯訪問支援事業や養育支援訪問事業の担い手については、**ファミリー・サポート・センター事業**の提供会員や**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**等へのアプローチを行っている自治体や、**高齢者福祉・障害者福祉分野の訪問事業者**、**訪問看護事業者**などに働きかけている自治体などがあります。
- 子育て短期支援事業については、都道府県・里親支援NPO・児童家庭支援センター等と連携して**里親等の預け先を拡大**している自治体や、保育事業者と契約している自治体もあります。**複数の市区町村が共同で施設に専任職員を配置**して受け皿を拡大することも可能です(広域的な共同実施も子ども・子育て支援交付金の対象となります)。
- 親子関係形成支援事業と児童育成支援拠点事業は、実施割合が低く、一定数の市区町村が実施上の課題を抱えています。自治体によっては、**センター職員がファシリテーター**となって親子関係形成支援事業を行ったり、**こども食堂**や**体験活動を提供している団体**、**児童養護施設**などと連携して児童育成支援拠点事業を行ったりしています。

》》》 こちらの通知も参照

➡「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」(令和6年3月12日付けこ成環第75号・こ支家108号こども家庭庁成育局成育環境課長・こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)

(※)市区町村(こども家庭センター等)状況調査(令和6年10月1日時点)による。1,741市区町村のうちの割合を示す。

? 家庭支援事業等を充実させるためにはどうしたらいい？

事例 家庭支援事業と学童保育を充実（阿智村）

- 養育支援訪問事業は、こども家庭センター職員(保健師、保育士等)が訪問する形としています。
- 児童育成支援拠点事業は、センター直営で実施していますが、実際の支援にあたっては、**地域の一般社団法人と協働**しています。1つの地区で学童保育を委託している法人が協働先で、法人の活動場所と地区のプラザの2つの拠点が活動場所となっています。
- 子育て短期支援事業は、**乳児院と児童養護施設に委託**していますが、ニーズが高まっていることもあり、里親への委託等も検討しています。
- その他、5つの地区に学童保育(放課後児童クラブ)があり、こども家庭センターが所管しています。センター職員も日々学童保育に出向き、**スタッフや子どもと顔が見える関係**を築いており、送迎時に保護者と話をすることもできます。
- 学童クラブの利用希望者数は増加しており、(児童の健全育成に加えて)保護者にとっては**レスパイトの意義**もあると考えています。

事例 担い手として訪問看護事業所にアプローチ（袖ヶ浦市）

- 子育て世帯訪問支援事業の委託事業所の開拓としては、訪問して支援することに長けている事業者が望ましいと考え、**訪問看護事業所にアプローチ**を行いました。
- 具体的には、統括支援員が、障害児ケアなどの経験が豊富な訪問看護事業所に対して、**特定妊婦や要支援の家庭の中には精神疾患等の医療的な支援を必要としている家庭がいることを説明**しました。
- そうした家庭に訪問して、**看護師の視点からアセスメント**して相談に応じたり、妊娠を機に必要な服薬をやめた方などについて(医師の指示・判断の下で)助言をしたりしてもらいたい、といった点を伝え、必要性をご理解いただきました。
- その結果、訪問看護事業所にて子育て世帯訪問支援事業を実施することとなりました。現在も、他の訪問看護事業所にも説明をしております。

? 家庭支援事業等を充実させるためにはどうしたらいい？

事例 療育訓練と市独自のペアレント・トレーニングを提供（仙北市）

- 仙北市では、市独自事業として、療育訓練事業とペアレント・トレーニングを行っています。
- 療育訓練事業では、発達に特性がある子どもや、親子関係の構築に支援が必要な子どもと保護者を対象とし、**小集団の中で、子どもの様子や保護者の関わり方を確認**するとともに、適切な助言や育児相談を行っています。
- 参加後は、**子どもや保護者の様子、子どもとの関わり方のポイント**を職員間で連携するとともに、**在籍園にも共有**し、日々の保育等に活かしてもらっています。
- また、仙北市では、親子関係形成支援事業の実施方法として定められている「定員10名程度」「グループで実施」という要件を満たすことが難しかったため、市独自事業として、ペアレント・トレーニング（個別トレーニング、保育所等の保護者会での講演等）を行っています。実施前には目標などを保護者と話し合い、サポートプランの作成・手交をおこなっています。
- 個別トレーニングについては、**幼児健診時等で気になる家庭に声をかけ**、相談の希望があれば、利用につなげています。
- また、保護者の同意が得られれば、**在籍園の保育士を招いて一緒に同席してもら**うこともあります。家庭と保育園が子どもに対して同じ支援を行えるよう、合同で実施しています。



ペアレント・トレーニングの様子(仙北市提供)

11月は児童虐待防止
推進月間です!!

仙北市児童虐待防止推進Day 11月30日(土)

開催場所:仙北市角館庁舎会議室(1F)
にて以下のイベントを開催いたします。

イベント①
機中八策を知ろう「仙北市版はっさく」
～子どものコミュニケーションって～
講演時間 14:00～16:00
※の方から関係機関の方まを召ななでも参加自由
人と人とのコミュニケーションをわがかりやすく前にかかする

イベント②
出張!子ども家庭センター
～子どもに関するお悩み聞きます～
窓口開設時間 13:00～17:00
生まれる前から18歳までのおこさんとその家族の相談が出来ます

参加申し込みはこちらまで
仙北市子ども家庭センター(角館庁舎内)

Mail: info@city.aomori.lg.jp

チラシ(仙北市提供)

Tips こどもや家庭を支援するために充実させている事業

- アンケートの自由記述からは、こどもや家庭を支援するために充実させている支援事業やサービスとして、以下のような工夫が挙げられました。

■家庭支援事業の充実

- ◆ 養育支援訪問事業を直営で実施し、専従の保育士、保健師、心理判定員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職(正職員)を配置している。
- ◆ 子育て短期支援事業について、**児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム**を実施施設として指定しており、利用者数が増えている。
- ◆ 児童育成支援拠点事業の対象年齢を**乳幼児期まで拡大**している。
- ◆ 子育て世帯訪問支援事業の利用促進のために、地域子育て支援拠点への登録により**無料券を配布**。
- ◆ **ひとり親家庭・乳児家庭・多胎児家庭・ヤングケアラー**の家庭などを対象に家事支援等を実施。
- ◆ 親子関係形成支援事業も活用して**集団・個別**を含む**3種類**のペアトレを実施し、関係者への事業周知のために講話も実施。

■その他の支援事業(独自事業含む)

- ◆ こどもの発達特性の理解を深め、関わり方を学ぶペアレント・トレーニングと併せ、**こどもの療育体験や託児**を行い、親子関係改善を図るクラスを実施。
- ◆ 児童育成支援拠点事業ではない**すべてのこどもを対象とした居場所**を市内6エリアに整備。居場所に来ていないこどもには支援対象児童等見守り強化事業を活用して**こども家庭センターとこども食堂で合同訪問**を行い、居場所へ参加呼びかけを行う。NPO法人と協働し**メタバース空間の居場所**も提供。
- ◆ 各保健センターで**相談サロン、フードパントリー**を運営。
- ◆ 屋内遊具施設に子育て支援センターの相談窓口を併設。
- ◆ 満1歳まで毎月、**子育て用品を配布する見守り訪問**を実施し、相談対応や情報提供も行っている。
- ◆ **ひとり親家庭向けの学習支援事業**を実施、学習支援員として地域のボランティアが参加。

? 家庭支援事業等をもっと使ってもらうためには？

POINT

- 対象者のニーズに合ったサービスを検討・構築し、利用のハードルを下げる。
- 併せて、家庭支援事業の質の向上に向けて、事業者に対する研修等を行うことも重要。

解説

利用者のニーズを把握し、サービスの改善や拡充を行う

- 家庭支援事業は、基本的に対象者からの申請により提供されるため、利用を促進するためには**対象者のニーズにあったサービスを検討・構築**していく必要があります。
- 例えば、子育て短期支援事業や児童育成支援拠点事業の場合、実施施設が距離的に遠いなど**アクセスしにくさ**が利用の障壁になっている場合があります。このような課題に対しては、都道府県や児童相談所と連携して地域で暮らす身近な**里親家庭でのショートステイ**を拡充させたり、**送迎サービスを構築**するなどして、利用のハードルを下げる可以考虑。
- 家庭支援事業の枠組みだけでは困難を抱える家庭やこどものニーズにマッチしない場合は、国の他の補助事業の活用や組合せも含め、新たなサービスの構築も検討する必要があります。

▶▶▶ **第6章 地域資源の把握・開拓も確認**

こどもや家庭と関わる事業者の質的向上も重要

- 実際にこどもや家庭と関わる事業者は、**頼れる存在(支援者・サポーター)**として認識してもらえるよう、こども家庭センター職員同様、保護者の様々なニーズに応じた丁寧な関わりや信頼構築が求められます。
- 市区町村から事業者働きかけ、**情報共有を丁寧に行ったり、定期的に研修を開催**する等して、事業者側の関わり
の質的向上を図ることも重要です。また、実際にサービスをこどもや家族に提供した事業者からのフィードバック
(利用者ニーズ、事業内容の改善に向けた提案等)を踏まえて事業を改善・拡充することも有効と考えられます。

? 家庭支援事業等をもっと使ってもらうためには？

5. 家庭支援事業等のサービス活用、利用勧奨・措置

事例 子育て世帯訪問支援事業を送迎等のサービスとして活用、近隣の市町村民が参加可能なペアトレとして広域へ提供（喜多方市）

- 子育て短期支援事業については、母子生活支援施設(近隣市に所在)のほか、里親家庭を預け先としています。
- 母子生活支援施設では、母子での親子ショートステイなども受け入れており、当初は緊急避難目的の利用を想定していましたが、実際はレスパイト目的の利用が多いです。
- 里親は、児童相談所が養成した方を同児童相談所から推薦してもらい、令和5年度から預け先となりました。
- 子育て世帯訪問支援事業は、利用者負担なしで実施しており、ファミリー・サポート・センターやスクールカウンセラー等と委託契約し、学校への登下校の支援やこどもの居場所への送迎にも活用しています。SCは、学校業務の空き時間を調整し、特定妊婦への家庭訪問によるカウンセリングも担っています。
- 親子関係形成支援事業(ペアトレ)は、市職員が講師となり直営で実施しています。1クール10人前後(※ファシリテーター養成含む)の参加があり、要対協登録家庭も参加しています。
- 周辺の市町村を含めた地域全体での支援体制整備を目標にしているため、喜多方市のペアトレは参加者を市民に限定せず、市外からも多くの方が参加されます。将来的には、喜多方市民も他市町村のペアトレに参加できるようになることを目指して、他市町村での実施へ働きかけを継続しています。



ペアレント・トレーニングの様子、チラシ(喜多方市提供)

令和6年度 第3クール 短縮版 精研式 ペアレント・トレーニング

参加費 無料

「子どもをほめることができない」「子どもが困っているのかわからない」「発達障害を持つ子の子育てに悩んでいる保護者に向けたペアレント・トレーニングをご用意です。ペアレント・トレーニングとは、発達障害のある子どもにも、発達障害のある保護者も育んでいくためのプログラムです。子どもの行動を分析しながら、その子に合った方法を伝え、話し合いを通じて、親子の関係改善を目指します。」

プログラムの内容と日程

第1回	12月12日(木)	9:30-11:30	自己紹介・体験を見る
第2回	12月26日(木)	9:30-11:30	はじめのこころを育てよう
第3回	1月 9日(木)	9:30-11:30	小さな変化を見つめよう
第4回	1月23日(木)	9:30-11:30	関係を上手に築こう
第5回	2月 6日(木)	9:30-11:30	上手な褒め方を伝えよう
第6回	2月20日(木)	9:30-11:30	まとめの振り返り

対象

- ①子育て中の子供の保護者(3歳~10歳程度)
- ②こども園・学校等の職員
- ③発達障害児・発達障害児の保護者
- ④発達障害児の保護者

定員 8名程度

申込期間 1月29日(金)まで

申込方法は、参加申込書をお申し込みください。

お問い合わせ先

喜多方市 社会福祉課 TEL 024-1-23-5028
子ども家庭総合支援課 FAX 024-1-24-5286
(子ども家庭センター)

! こんな独自事業も…

こども期の逆境体験(ACE)への対応とともに初期の虐待予防の取組として、こども達へのレジリエンス教育(メンタルヘルス予防教育プログラム)をモデル的に実施しています。

? 家庭支援事業等をもっと使ってもらうためには？

事例 **こども関連の他事業での経験が豊富な スタッフがいる事業者に委託（伊勢市）**

- 家庭への訪問を伴うサービスについては、自宅に他人が入ることに拒否感を感じやすいという難しさがあります。
- そのため、こどもと仲良くなったり、保護者も自分が責められていると感じずに、訪問する人を「支援者」として認識できるような支援提供が必要です。
- そこで、伊勢市では、経験豊富なスタッフがいるファミリー・サポート・センターの委託事業者に子育て世帯訪問支援事業を委託しました。
- こどもや保護者との関係性の構築が上手であるため、その次の支援にもつながりやすくなっています。
- 事業者に対しては毎年研修も行っており、市との関係性も構築できています。
- また、こどもの居場所は、放課後児童クラブや障害児支援をしてきた団体が設置を進めており、令和7年度からは市の予算事業として実施予定です。
- ネグレクト家庭の子どもに食事、入浴を実施し家庭への送迎も行うなど手厚い支援が提供されています。

事例 **里親宅でのショートステイ開始により、 利用が増加（守谷市）**

- 令和5年度より、子育て短期支援事業の里親への委託を開始しました。委託している里親数は市内3世帯で、令和5年度の実績は、延べ62人日と増加傾向にあります。
- 里親への委託を行う以前は、乳児院や児童養護施設で実施していましたが、近隣の市町村とも契約していることから空きがないことが多く、利用しづらかった背景がありました。
- ショートステイ里親の確保はフォスタリング機関が対応していますが、市が主催する里親の交流会も開催しているため、ショートステイへの協力を得やすい関係性を里親家庭と築いています。
- 里親への委託にあたり、市と里親とで一緒に考えながら事業を作りあげてきました。
- 具体的には、特性のあるこどもや家庭が多いことから、ショートステイを利用する家庭のヒアリングを市が丁寧に行い、こどもの受け入れに際して里親の不安を解消できるようにしています。
- また、「保護者への里親宅非公開」という里親家庭の希望も踏まえ、親元と里親宅の間のこどもの送迎は市が行っています。

? 利用勧奨・措置って実際にどうやるの？

POINT

- 申請を待つだけでは、適切なタイミングで支援を提供できないことから、家庭支援事業の提供が必要な者には、口頭又は文書で利用勧奨し、対面でも丁寧な説明を行って利用につなげる。
- 利用措置は、利用が著しく困難な場合に、利用者から申請がなくても事業を提供するもの。事業者とも情報連携を行いながら、対象者への働きかけを行う。

解説

利用勧奨の進め方

ガイドラインP109～111を確認

- 利用勧奨の対象は、サポートプランの作成対象者や児童相談所等から引き継いだ児童など、家庭支援事業の利用が必要だと認められた者です。(※)
- 利用勧奨は、複数の職員で多角的にアセスメントした上で口頭による通告または文書による通知によって行います。
- 文書の通知により利用勧奨を行う場合も、その前後に必ず対面で丁寧な説明を行い、利用につながるよう努めることが重要です。その際、円滑な利用につなげるため、利用する家庭支援事業者等が同席することも考えられます。
- 利用勧奨の結果、利用の意思が確認できた場合は、該当する事業の通常の利用申請と同様の方法で利用申請、決定を行います。
- なお、事業の費用負担については、利用勧奨を行ったことをもって公費による支援は行いませんが、国の支援メニューを活用して所得状況に応じた減免制度を設け、案内を行うことが必要です。
- 内部の児童記録票等には、利用勧奨を行った理由や状況、結果等を記録します。利用中も、対象者の状況に応じてサポートプランを更新しつつ、家庭支援事業者からの情報共有を踏まえて支援状況を把握します。

(※) 事前にサポートプランを作成する時間がない対象者やサポートプラン作成の同意取得が困難な場合は、サポートプランがなくとも利用勧奨を行うことが可能です。ただし、その場合も、事後的にサポートプランを作成したり、同意取得困難なら行政内部での支援方針等へ反映させ、支援を実施しながら、サポートプランの作成に向けた信頼関係の構築を進めることが求められます。

措置の進め方

ガイドラインP111~112を確認

- 措置は、利用勧奨を実施した上で事業の利用が著しく困難であると市区町村が認めた場合に行われます。
- なお、市区町村が行う「措置」は、利用者からの申請がなくても利用できるよう無料で事業を提供するものであり、保護者の同意なく強制的に提供するものではありません。
- 措置については、行政処分であることから、文書による通知により行います。その場合も必ず対面において丁寧な説明を行い、必要に応じて、利用する家庭支援事業者等が同席することも考えられます。
- なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めません。
- 措置による家庭支援事業の利用開始にあたっては、家庭支援事業者に対して、対象者の状況や、サポートプラン等の内容を事前に共有するなど、丁寧な情報連携が必要です。
- 利用開始後は、本人の申請による利用に切り替えられるよう状況に応じて働きかけを行いながら、家庭支援事業者からの情報提供に応じて、適切にサポートプランの見直しを行います。

》》 文書による通知例は、ガイドライン参考資料4(10)参考様式2を確認



Tips アンケートの自由記述から見る、措置を行ったケースと具体的な内容

- ◆ 特定妊婦のケース。精神疾患や支援者不足など課題が多く、一時保護も検討されたが、在宅支援の方針とする上で養育支援訪問事業の利用勧奨を行った。しかし、対人緊張性が高いことなどから利用開始に至らず、やむを得えず措置とした。
- ◆ 父(休職中)、母(無職)、本児(0歳)のケース。父母ともに精神疾患があり、週2回デイケアを利用中。父母ともに養育不安と育児負担感が増しており、不眠とイライラを強く訴えたが、養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業の利用が進まず利用措置に至った。(養育支援訪問員に育児指導・父母の思いの傾聴を依頼。ヘルパーに家事・育児支援を依頼。)



5. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

6. 地域資源の把握・開拓

POINT

- 行政が提供するサービスだけでなく、民間団体等による多様な支援が重要。
- 支援体制の充実に向けては、①地域のニーズと資源の把握、②地域資源の担い手の発掘・養成とサービス開発、③関係団体・民間団体等のネットワーク化や連携強化に向けた取組が求められる。
- ニーズ・資源の把握と発掘・養成が進めば、家庭支援事業等や新たなサービスの構築につながる。

解説

地域資源の把握、発掘・養成やサービス開発、ネットワーク化を一連で行う

ガイドラインP27~28を確認

- こどもとその家庭に対する支援にあたっては、行政が提供するサービスに加え、民間団体等による多様な支援が重要な役割を果たします。
- 支援体制の充実・強化に向けては、①地域全体のニーズと既存の地域資源の把握を行い、②不足している地域資源については、新たな担い手の発掘や養成を行うこと、必要に応じて新たなサービスを開発することが必要です。その上で、③既存の支援団体・関係機関のネットワーク化等を行うことで、「点」ではなく「面」的に、こどもや家庭を支援する地域の体制を作ることができます。
- これらの過程では、関係機関・民間団体等が提供するサービスの情報を集約・一元化すること、一元化した情報をこどもや保護者に対しても還元する「地域資源の見える化」を行うことも重要です。
- この一連の過程は、「地域における体制づくり」として、こども家庭センターが効果的に包括的支援を実施するために取り組むべき事項に位置づけられています。

地域課題を話し合う「場」の設定。そこから新たなニーズが見えることも！

①地域のニーズ・既存の資源の把握

②担い手の発掘・養成、サービス開発

③関係機関間の連携強化、ネットワーク化

📌 事例 様々な事業所や町民、子育て当事者を子育て支援の担い手として巻き込む（高浜町）

- 養育支援訪問事業を実施するにあたり、**介護サービス事業所のトップに直接協力依頼**を行い、快く引き受けてもらうことができました。
- **子育てをしている当事者に声をかけ、子育て支援の担い手になってもらう**こともあります。（例：母子健康手帳交付時の面談の際に、保育士の勤務経験があることが分かった方に町の事業のスタッフになっていただく等）
- また、令和5・6年度に、こどもの成長を応援する活動やこどもを支援する活動の活性化のために「こどもきらめき活動支援補助金」（活動費の一部助成）を実施しました。こども食堂を運営するNPO法人から、こども食堂は貧しい家庭が行くイメージがあり人が来ないと相談を受け、町でも配食サービスを検討していたため、**補助金を紹介するとともに、支援対象児童等見守り強化事業について相談**したところ、実施いただくことになりました。
- また、高浜町では、町内の**民宿を活動場所にした産後ケア事業（デイサービス型）**を行っています。民宿は、親子がくつろぐことのできる場所に加え、食事提供や入浴なども可能であることから、**町から相談を持ち掛け実施に至りました**。
- 定員は1回あたり4名で、生後5か月頃まで利用できます。センターの保健師、助産師、地域子育て支援拠点（NPO）の職員、地域の保育士資格保有者（地域住民）が援助者として参加しています。産前から利用案内するほか雑誌でも紹介され、1歳未満の子をもつ母親の9割が利用しています。
- 親子関係形成支援事業は、要対協のスーパーバイズも依頼している株式会社に委託して実施する予定です。



民宿での産後ケア
デイサービスの様子
（高浜町提供）

Tips 多様な資源の活用等に向けて行っている取組

- アンケートの自由記述からは、地域における体制づくりとして、以下のような取組が挙げられました。

■多様な資源の把握

- ◆ こども食堂の主催者や社会福祉協議会、寺子屋(学習支援等)をしている寺院などを訪問し、**活動内容や課題などを共有**する。
- ◆ **重層的支援体制整備事業**の会議に参加し、他機関の役割や機能等について把握・共有している。

■不足している地域資源の開拓やサービス化

- ◆ 子育て短期支援事業の拡充に向け、財政支援を検討しながら**社会福祉法人に実施を打診**した。
- ◆ NPO法人に**補助金**を出し、要対協登録事例を中心とした家庭への**弁当配布**を行い、家庭の状況把握等を依頼している。
- ◆ 地域活動の担い手となる団体が、できることや得意なこと、助けてほしいことを持ち寄り、互いに補い合うことで、活躍のフィールドやできることの可能性を拡げる**マッチング事業**を実施している。

■地域の関係機関のネットワーク化

- ◆ 近隣の**児童発達支援事業所、訪問看護、一時預かり等**を把握、整理している。
- ◆ 子育てサロンの代表者同士が**情報共有できる場**を設定。
- ◆ **支援者連絡会**(NPO、ボランティア、社会福祉法人、行政等参加)を開催。
- ◆ 地域のこども食堂、学習支援、ヤングケアラー支援、外国人支援などを行っている団体に参加を呼びかけ、**活動内容や課題等の共有を行う連絡会**を開催。
- ◆ 地域資源へのアウトリーチやヒアリングによって地域資源を把握し、こども家庭センター全体で情報共有できるよう、**センター職員が利用できるデータベース(ホームページ)の作成**を進めた。次年度以降は、分野ごとのネットワーク同士がつながる行政区単位の**面的なネットワークの形成**を図る予定。

? 地域にどのような団体がいるのかわからない 不足しているサービスがわからない

POINT

- 実際に地域資源に足を運び、利用者のニーズや不足しているサービスについてヒアリングを行うことが考えられる。
- 関係機関・民間団体との会議体を、地域のニーズや資源を把握する場として活用することも一案。

解説

地域資源へのヒアリングや事業者との定例会等で地域の課題について話し合う

- 地域のニーズや既存の地域資源を把握するため、実際に地域の団体や事業所等に足を運び、現在提供している支援や利用者の状況、現在は不足しているが本来は必要な支援等について聞き取り、話し合うことが考えられます。
- 地域子育て支援拠点や地域子育て相談機関、家庭支援事業者との会議、要対協の代表者会議や実務者会議にて、支援対象となる子どもや家庭の個別具体的なニーズについて話し合い、サービス開発のヒントとすることも一案です。
- 自治体の中には、統括支援員と地区担当保健師が連携して、地域の子育て支援に関する会議体に参加したり、事業所に足を運び、どのようなサービスを提供しているのかを把握している事例が見られました。
- そもそも地域にどのような団体がいるのかわからない場合は、関係機関とも連携し、各団体が「こういう支援を提供できる」という情報を集め、一覧化したり地図上にマッピングするなど地域資源を見える化することも有効です。

 ご自身のセンターでは地域資源を把握するために、どのようなことができるでしょうか？

事例 地域エリア別の連絡会やマップ作成等による資源の把握・連携・課題検討（横浜市泉区）

- 泉区では、平成22年頃から、区と地域子育て支援拠点事業者が協働して区内のエリア(中学校区レベル)別に「子育て支援連絡会」を開催しており、子育てサークルやサロンなどエリア内の子育て支援団体が情報共有・意見交換する場となっています。統括支援員やセンター担当保健師は、これらの連絡会へも顔出し、地域情報の把握に努めています。
- また、地域子育て支援拠点事業者が地域の子育て支援に関わる団体をエリア別でマップにまとめ、「地域資源の見える化」を行っていることも特徴の1つです。
- その他、「障害児通所支援事業所連絡会」(区と基幹相談支援センターが事務局)や、「不登校・引きこもり連絡会」(区が事務局)等があり、各テーマに応じた悩みや課題について意見交換する場となっています。
- 地域資源については、実際に子育て世帯に関わり支援を提供する個別支援事業所だけではなく、子どもやその家族とゆるやかなつながりを持ち、地域として子育てを応援する関係者・団体との連携等、ソーシャルキャピタルの醸成という視点も重要です。
- こうしたゆるやかなつながりを泉区全体に広げるために、区独自で「泉区子育て応援マーク」を作りました。
- このマークをステッカーやキーホルダーにして、飲食店や理美容店、歯科医院、薬局、商業施設等に設置できるよう働きかけています。

子育てに優しいまち泉区

子育て中の人もそうじゃない人も
みんなで身に着けられる 子育て応援マーク



子育て応援マーク(横浜市泉区提供)

POINT



- 地域資源の開拓を担うコーディネーターを配置したり、地域でコーディネート機能を担うことができる団体と連携して地域資源の把握・開拓を進めていく。

解説



地域資源の把握、発掘・養成やサービス開発、ネットワーク化を行うコーディネーター配置や機関連携

- こども家庭センターの既存の職員のみでは地域資源開拓(把握、発掘・養成・開発、ネットワーク化等)の一連の過程を担うことが難しい場合、**地域資源開拓を担うコーディネーター等の職員を配置する、又は、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者へ委託**することにより、管内における地域資源の開拓を進めることが重要です。
- 地域子育て支援拠点や地域子育て相談機関、社会福祉協議会などとの連携・協働や業務委託契約が考えられます。

▶▶▶ **国も地域資源開拓コーディネーターの配置を補助しています▶利用者支援事業(こども家庭センター型)**

地域子育て相談機関とは…

ガイドラインP29を確認

- 児童福祉法第10条の3第1項及び第3項において、市町村は、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされました。
- 地域子育て相談機関は、こども家庭センターに比べて**相談の敷居が低く、身近な相談の場**として位置づけられており、主な担い手として、地域子育て支援拠点、利用者支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園などの社会資源が想定されています。
- 地域子育て相談機関の担い手となり得る又は既に担っている地域の子育て支援に関わる事業者・団体等が有している情報やネットワークづくりの活動、団体同士の横のつながりも活用し、地域づくりを進めていくことが重要です。

事例 地域の団体と一緒に地域資源を開拓 (府中市)

- 府中市には、市内及び近郊で子育て支援に関わる団体が情報交換をする「ふちゅう子育て応援団連絡会」というネットワークがあります。
- 月1回、子育て支援団体やNPO法人、社会福祉協議会等が集まって交流や勉強会等を行っており、その会議に、市からも保健師等が参加しています。
- この「ふちゅう子育て応援団連絡会」は地域の情報が集約されているため、地域資源の把握や開拓を一緒に行っています。
- 別途、利用者支援事業の実施施設による地域連携会議を2か月に1回開催し、保育コンシェルジュの活動等を共有しており、こちらでも地域の情報が集約される場となっています。



ふちゅう子育て応援団連絡会
との協働実施
「子育てひろばのわ」
(府中市提供)

Tips 地域資源開拓に関する工夫

- アンケートの自由記述では、コーディネーターの配置や関係機関との連携による地域資源開拓について、以下のような取組が挙げられました。
- 地域資源の開拓を担うコーディネーターの配置
 - ◆ 子育てコーディネーターを配置し、地域の子育て支援について、課題把握や個別支援等を行う。
 - 配置補助:利用者支援事業(こども家庭センター型)
 - ◆ こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、地域資源開拓・運営支援と居場所づくりに関する地域資源の情報収集、運営支援を担当。
- 地域資源開拓の機能を団体へ委託
 - ◆ こども食堂の運営ノウハウをもった団体に、コーディネーター業務を委託。こども食堂の立ち上げ、運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行っている。





6. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

7. 要対協の運営、多機関協働

POINT

- 代表者会議は円滑な連携に向けた環境整備、実務者会議は進行管理、個別ケース検討会議は具体的な支援や役割分担について話し合う会議。
- 特に、代表者会議や実務者会議の位置づけを見直し、何について話し合う場なのかを整理することも一案。

解説

要対協の三層構造

- 要対協は、関係機関が子どもやその家族について共に考え、地域全体で支援することを目的とした場であり、**子ども家庭センター(児童福祉機能)**が調整機関を担うことが望ましいとされています。
- 代表者会議は実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を、実務者会議は進行管理台帳に基づく状況確認や支援方針の見直し等を、個別ケース検討会議はケースの具体的な支援内容を検討する場と位置づけられています。

代表者会議や実務者会議の位置づけを再確認・再整理することも一案

- 一方で、市区町村によっては、代表者会議が形式化してしまったり、実務者会議が情報共有の場にとどまってしまうなど、3層構造の利点を活かさきれていないといった課題が生じている場合があります。
- 運用を工夫している事例として、代表者会議を子ども・若者支援地域協議会や重層的支援会議等の**他の会議体と一元化し、地域全体の課題について話し合う場**としたり、**実務者会議を部会制**とすることで各部会でより具体的な内容の話し合いや特定のテーマの勉強会を行ったりといった自治体の取組がみられます。
- また、市区町村の中には、**個別ケース検討会議に対象となる子どもや家庭の参加を促し**、当事者の話を関係者が直接聞きながら支援方針について検討している例や要対協ケースの登録について対象者に説明している例もみられます。

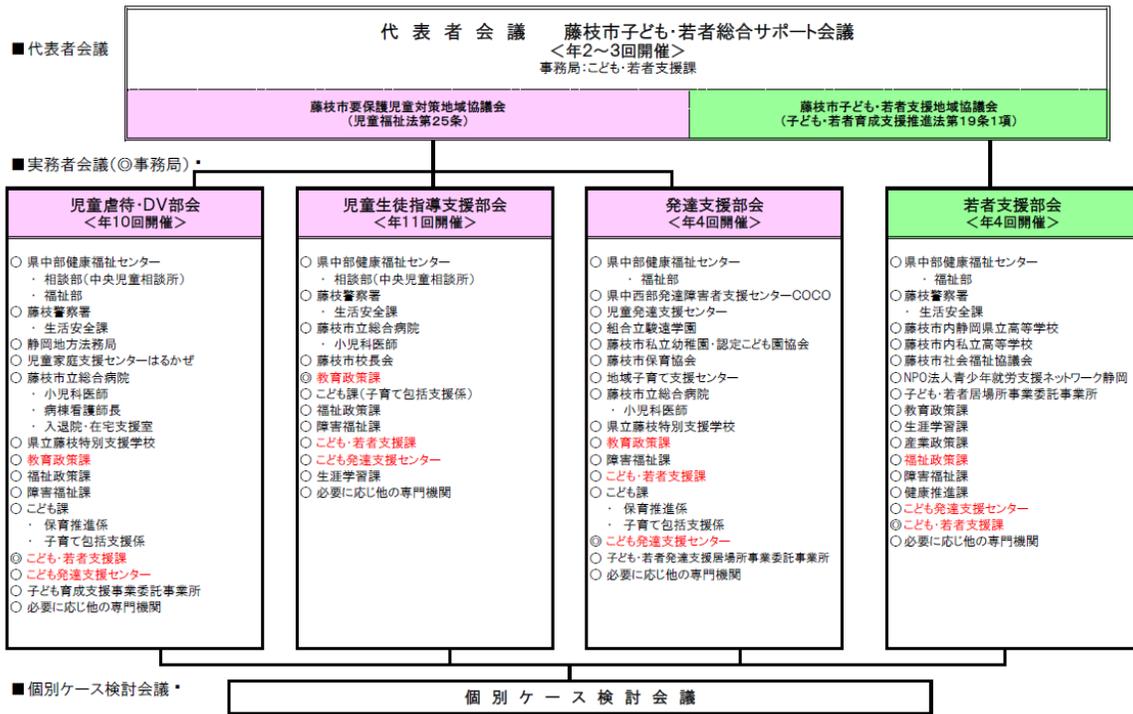
》》》 以下も要確認

[「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」\(平成17年2月25日雇児発第0225001号\)](#)

[「要保護児童対策地域協議会の実践事例集」\(平成24年12月14日\)](#)

事例 要対協と子ども・若者支援地域協議会を一元化、包括的なネットワークを構築（藤枝市）

- 藤枝市では、令和4年度から、**要対協と子ども・若者支援地域協議会を一元化**し、妊娠期から若者までを切れ目なく支援するネットワークを構築しています(子ども・若者総合サポート会議)。
- 実務者会議を4部会制**としており、児童虐待・DV部会(年10回)、児童生徒指導支援部会(年11回)、発達支援部会(年4回)、若者支援部会(年4回)を開催しています。
- すべての実務者会議に、こども家庭センターだけでなく、**教育委員会が参加**していることも特長の1つです。
- また、**アドバイザーを配置**し、各部会(実務者会議)や個別ケース検討会議でも、ケースの見立てや助言を受けています。
- 協議時間を十分に確保するため、会議前には、**担当者が関係機関にケースの直近の状況を聞き取り、資料に集約**しています。
- また、**資料は事前配布**しており、各参加者がケースの直近の状況を踏まえた上で会議に出席できるようにしています。



子ども・若者総合サポート会議の体制図(藤枝市提供)

事例 実務者会議を部会制とし、進行管理のほか現場の課題も話し合う場に（府中市）

- 代表者会議（年1回）、実務者会議（年3回）、個別ケース検討会議（随時）のうち、実務者会議は、**乳幼児会、児童生徒会、全体会の部会制**をとっています。
- 代表者会議は、要対協の年間の進め方等を検討する場としています。実務者会議は、ケースの進行管理のほか、**現場の課題を話し合っており**、特定妊婦の支援方法等、その時々の特ピックを話し合うことも多いです。
- 実務者会議の児童生徒会では、学校に参加してもらい、気になるケースをこども家庭センター側から提示するなどして、支援方針をともに検討しています。
- 個別ケース検討会議では、**スーパーバイザーから助言を受ける機会**も設けています。別途、**事例検討会**も**年20回程度**開催しています。
- 運営の工夫として、関係機関からも活発に発言してもらえるように「この内容について説明してもらいたい」「このことについてコメントをいただきたい」等、**事前に連絡**をしています。

事例 個別ケース検討会議に家族が参加（喜多方市）

- 「**本人のいないところで本人のことを決めるべきでない**」という考えが前提にあり、要対協の個別ケース会議には**こども本人・保護者など家族の参加**を呼びかけています。
- 対象者に声かけを行う際は、「要対協」とは言わず「**懇談会**」という形で**参加を呼びかけ**、会議の場で本人の意向を聞いた上で、関係者も含めて、どのように支援していくかを検討しています。
- 要対協ケース全件で当事者の参画が実現しているわけではありませんが、対象者と関係性ができている家庭であれば、「**みんなに気持ちを聞いてもらおう**」と**声かけ**をすると来てもらえることもあります。
- 本人が会議に参加することで、周りの支援者が勝手に作り上げた家庭のイメージをもとに話すのではなく、**家庭を知った上で支援方針について検討**できることは大きな強みです。



? ケースの進行管理を効果的・効率的に行うためには？

POINT



- 庁内のケース検討会議にて支援方針やサポートプランの見直しを行うことと併せて、関係機関等が行う支援については、実務者会議にて進行管理を行うことで、一貫した支援が可能になる。
- 実務者会議の効果的・効率的な進行に向けては、関係機関との事前調整等がポイント。

解説



関係機関等が行う支援については実務者会議等を通じて進行管理を行う

ガイドラインP83～84を確認

- 要対協登録ケースの進行管理は、**庁内のケース検討会議**で決定した支援方針に基づいて支援を行い、随時こどもと家庭の状況を把握しながら、相談種別の変更や、**支援方針・サポートプランの見直し**を行います。
- また、**関係機関等が行う支援**については、**実務者会議等**を通じて進行管理することで、こどもと家庭の状況・状態に合わせた支援を一貫して行うことができます。
- 他方で、要対協登録数の多い市区町村では数時間の実務者会議では全ケースの進行管理を行うことは難しく、効果的・効率的な進行管理の進め方に課題を抱えている市区町村も少なくありません。

実務者会議については、事前準備や当日の時間の使い方について工夫することが考えられる

- 進行管理を行う実務者会議等を効果的・効率的に進行するためには、事前準備として**関係機関からアセスメントシート**を提出してもらったり、直接関係機関から**ヒアリング**や**事前協議**を行うことで、こどもと家庭の状況の確認をスムーズに行う等の工夫が考えられます。
- また、当日の時間の使い方を改めて確認することも重要です。例えば、関係機関による具体的な話し合いが必要なケースとそうでないケースのグラデーションをつけた上で、後者については**支援方針案を作成**しそれについて合議をとる、残った時間で**より具体的な支援方針の見直し**が必要なケースについて話し合う等の工夫も有効です。

事例 関係機関から提出されるアセスメントシートを元に進行管理会議を開催（高浜町）

- 年2回の実務者会議のほか、3か月に1回、進行管理部会を開催しています。参加者は、こども家庭センター、教育委員会、児童相談所、スーパーバイザーです。
- 進行管理部会の開催に合わせ(3か月に1回)、関係機関(学校、保育所等)から「虐待防止進行管理アセスメントシート」(国調査研究のアセスメント・プランニングシート(下部参照)を改変した様式)を提出してもらっています。
- このシートには、虐待に関わる直接的な質問へのチェック項目、直近に対応したこと、セーフティスケールがあり、こどもが安全な状態にあるかどうかに関わる情報について、関係機関がどのようにアセスメントしているかを把握することができます。
- 各関係機関が作成したシートは、事務局で1つのシートに集約します。記載があった項目については、関係機関に直接聞き取りを行い、進行管理部会で結果を報告します。
- こうした進行管理を行う前は、エピソードありきの進行管理となっており、ケース数が増加する中で、各ケースの課題が見えづらい状況にありました。ケースの状況の悪化により職員が疲弊してしまうことも懸念されたため、児童相談所から国の調査研究のシートを紹介され、現在のアセスメントシートを活用しています。アセスメントシートを使用することで、ケースの全体像、見立て、課題が明確になり、本来の協議ができるようになった上に、会議時間も短縮されました。
- 会議の効率化のため、個別ケース会議を直前に実施している等、既に支援方針が決まっているケース等については事務局案として別紙で方針を記載して、教育委員会、児童相談所、アドバイザーに事前送付・確認してもらっています。
- これによって、会議では、事前に確認してもらっている複数のケースについて30分程度で検討し、その後、進行管理部会での十分な検討が必要な残りのケースに時間をかけて話し合うことができるようになりました。深く話し合うケースとそうでないケースを分けることがポイントです。

▶▶▶ (参考) 在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用の手引き

※市町村・児童相談所・関係機関が共通言語を用いて協議し、在宅支援を進めるためのシート



事例 実務者会議と別の進行管理会議において 支援内容や終結等を検討（守谷市）

- 年2回開催する実務者会議とは別に、年4回、**進行管理会議**を開催しています。
- 児童相談所や教育委員会も参加し、**ケースの終結等も検討する重要な会議**となっており、1回あたり25ケースほどを、2時間半～3時間程度の時間で検討しています。
- ケースの共有と検討の場として、生活状況が安定しているケースは情報共有に留め、生活状況が悪化したり、リスクの高いケースについて、支援方針等の意見をもらいます。
- 進行管理会議で取り上げるケースについては、**近況の情報を事前に参加者に共有**し、最新の情報を踏まえて検討できるようにしています。
- なお、要対協ケースは、システム上の記録等をアップデートして管理しています。

事例 実務者会議の開催前に、関係機関へ事前 訪問・ヒアリングを実施（涌谷町）

- 年3回の実務者会議の開催前には、**すべての幼稚園・保育園、小・中学校に訪問し、ヒアリング**を行っています。
- そこで、どのようなことが課題になっているか、どのように接していくか等の具体を話し合い、その内容を進行管理表に落とし込んでいます。
- これらの事前訪問は、元々コロナ禍に、**会議時間の短縮**のために取り組み始めました。
- 現在は、実務者会議の**1時間はケースについての協議**を行い、**残りの1時間は実務研修**を実施しています。実務者会議の参加者を対象に事例検討やロールプレイ等を行うことで、有意義な時間となっています。



? 保育部門や教育部門とうまく連携するには？

POINT

- 要対協登録ケースの場合、定期的な情報提供の機会を作るほか、適宜の情報提供・通告が必要。
- 日頃から関係性を築いたり、個人情報管理等についても周知することで、保育所等や学校が安心して市区町村に情報提供できる体制を作ることが重要。

解説

定期的な情報提供の場の設定のほか、日頃から連絡しやすい関係を作る

ガイドラインP142～145を確認

- 要支援児童等と思われるこどもについては、在籍する保育所等（※認可外保育施設含む）や学校から、**定期的**に（**おおむね1か月に1回**）**情報提供**を受け、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどして対応方針を組織的に検討する必要があります。
- また、**連絡のない欠席が続いている・不自然な外傷がある等の兆候や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合等**は、定期的な情報提供の機会を待たずに、適宜、市区町村への情報提供や通告が必要です。



こちらの通知を参照

→「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」（令和5年8月4日付けこ成保123号・こ支虐117号 こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）

- 一方で、保育所等や学校の中には、保護者との関係悪化を懸念して市区町村への連絡を躊躇する場合があります。緊急時の情報共有や連携を円滑に進めるためには、日頃から、こども家庭センターと保育所等、学校が顔の見える関係を築き、**小さな気づきでも情報提供しやすい体制**を作ることが重要です。
- センターが保育所等に定期訪問してセンターの役割説明や情報共有をしたり、事業を共同実施する等も一案です。
- なお、保育所等や学校が**要支援児童等と思われる者の情報を市区町村に提供することは児童福祉法21条の10の5等に基づいており、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」として本人同意を得ずに情報提供して差し支えないと解釈されています**。こうした内容も保育所等や学校に周知し、安心して情報共有してもらうことも重要です。 99

事例 年度初めに町内すべての保育所等や学校を訪問、その後も定期的に協議（涌谷町）

- 年度初めに町内すべての保育所、幼稚園、小・中学校に訪問し、こども家庭センターの周知を行いました。直接足を運ぶことで、関係機関の内部の雰囲気も把握することができます。
- 要対協については、情報共有や研修に参加してもらうことを目的に、所属しているこどもが要対協ケースとして登録されていない場合でも、町内すべての保育所、幼稚園に参加してもらっています。
- 年3回の実務者会議の開催前には、すべての幼稚園・保育園、小・中学校に訪問し、個別ケースの状況等についてヒアリングを行っています。
- また、小・中学校とは月1回ケース会議を実施しており、民間の関係機関（不登校児童の居場所等）も参加しています。きょうだいの対応等のために、小・中学校合同でケース会議を実施することもあります。
- ヤングケアラー支援の一環として、町内の小学校1校において、小学6年生全員と個別にカウンセリングを実施しました。まずは、こども達に、相談することがどのようなことや、話を聞いてくれる大人がいることを体験してもらいました。

事例 保育所との関係構築に注力（仙北市）

- 保育所・認定こども園、教育委員会、児童福祉担当者で、就学前児童に関する支援機関連携会議を実施しています。
- 会議を通して地域資源の把握につながるほか、関係機関同士で利用可能な支援やサービスの情報を共有しているため、こどもの就学以降も適切な支援につなげることができています。
- また、市独自事業である療育訓練事業やペアレント・トレーニングの利用者に関しては、こどもや保護者の様子等を在籍園にも共有したり、保護者の同意が得られれば、ペアレント・トレーニングに在籍園の保育士が同席するなど、家庭と園でこどもに同じ関わりを行えるように工夫しています。
- 就学後に様々な問題が顕在化してくる状況に課題を感じ、保育所等との関係構築に力を入れてきました。実際に保育所等に足を運び、信頼関係を築くとともに、情報連携しやすい体制をつくっています。

»» 仙北市の市独自事業の内容についてはP75へ

事例 SSWの要対協への参加や学校等への訪問による教育部門との連携（藤枝市）

- 年度当初に、**児童福祉機能の職員**が市内保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高校をすべて訪問し顔が見える関係づくりを行い、情報連携体制を強化しています。
- また、不登校やヤングケアラーの早期支援に向けて、令和6年度からは、**こども家庭センターに教員を配置**しました。
- スクールソーシャルワーカー(SSW)は、要対協実務者会議の児童生徒指導支援部会に加え、必要に応じ、児童虐待、DV部会にも参加しています。

事例 ヤングケアラー支援のためにSSWや学校と連携（別府市）

- ヤングケアラー支援の一環で、**SSWとこども家庭センター**で月1回の定期連絡会を実施しています。
- 学校が把握しているヤングケアラーとセンターが把握しているヤングケアラーとでは件数等に乖離があったことから、支援の漏れがないよう、支援を行っているこどもの情報共有と役割分担を行うことが主な目的です。
- 令和5年度には、小学校4年生～高校2年生を対象に**学習会と記名式のアンケート調査**を実施しました。
- 学習会はヤングケアラーとはどのようなものかを知ってもらうためのものであり、ヤングケアラーについてこどもに知ってもらえただけでなく、**学校内で把握できていないヤングケアラーであると思われるこどもを新たに発見**することにもつながりました。
- アンケート調査は、どのような手伝いをしているか、それらの手伝いをすることによって自分ができないことがあるか、相談できる人が周りにいるか、安らげる場所があるか等について調査しました。
- アンケートの回答内容からヤングケアラーであると思われるこどもについては、**本人同意のもと、学校にも情報共有**しています。

 ご自身のセンターでは、どのような連携ができそうでしょうか？

? 児童相談所と連携する場面や事例を知りたい

POINT

- 在宅での支援を行う中で児童相談所との連携が必要となる場合は、支援計画やサポートプラン等を共有し、児童相談所の援助指針との整合性を図る。
- 個別ケースにおける連携を円滑にするためには、随時の情報交換や連絡調整等を行うことが重要。

解説

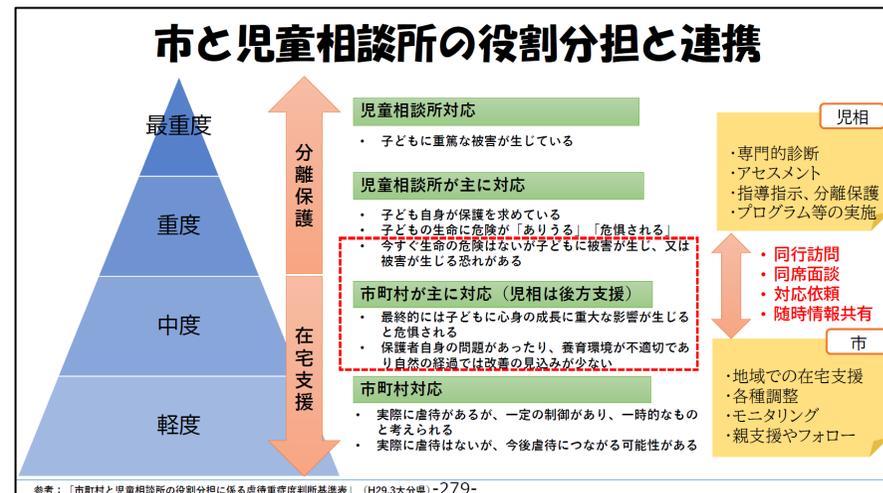
ガイドラインP67~70
とP118~119を確認

在宅支援や親子関係構築支援において児童相談所との連携・情報共有が重要

- 市区町村と児童相談所は、所掌事務が異なる対等な関係にあり、各場面で積極的に連携することが求められます。
- 在宅での支援が適当と考えられる場合には、こども家庭センターが、内部で管理する支援計画及びサポートプランを作成し、家庭支援事業等を組み合わせた支援を行います。その中で、児童相談所による同行訪問や保護者への指導助言、在宅指導措置・一時保護等の行政権限による対応などが必要となった場合には、それまで作成していた支援計画やサポートプラン等を児童相談所にも共有し、児童相談所の援助指針との整合性を図ることが必要です。
- 児童相談所長による指導措置は、市区町村への委託により在宅支援の枠組みとして活用できます(市町村指導委託)。指導中の情報共有や緊急時対応などを事前に児童相談所と協議して密に連携し、効果的に運用しましょう。
- 一時保護中や里親・施設に措置中のこどもへの支援においては、児童相談所や関係機関と連携し、地域で生活している保護者や家族の状況を把握し、親子関係再構築を支援する必要があります。例えば、在宅支援で関わってきた保護者に対する生活面や体調面の安定に向けた支援の継続、親子交流前後の相談・サポートなども考えられます。
- こどもが再び地域で安定した生活を継続できるよう、解除前の早い段階からセンターと児童相談所で家庭復帰に関する協議等を行い、児童相談所の援助指針を踏まえたサポートプラン等の作成による家庭支援が求められます。
- このように、連携した個別支援を行うためには、要対協の枠組みも活用し、随時の情報交換や、連絡調整・役割分担の話し合いが重要です。児童相談所は市区町村への援助や助言の役割も有しています。児童相談所主催の研修への参加や合同研修の開催などにより、両者の支援の考え方、想定される役割分担などを共有することも重要です。

事例 児童相談所と共同の進行管理。家庭復帰に関する支援もスムーズに（別府市）

- 児童相談所が作成した「虐待重症度判断基準表」に基づいて対応しています。
- 大分県では、児童相談所が全市町村と共同管理台帳を作成しており、市町村が受理したすべての虐待事案を登載して両者が共同で進行管理しています。別府市においても、月1回の実務者会議が、共同管理台帳登載ケースの進行管理を行う場となっています。
- 個別ケース検討会議は、複数の機関で情報共有し連携して支援することが必要な場合や他状況に変化があった場合等に開催しています。一時保護や措置から家庭引き取りになり在宅支援が必要となるケースなどは、必ず児童相談所が主催して開催するよう取り決めていきます。
- 措置解除後の家庭復帰後の支援につなげるため、児童相談所からの依頼でこども家庭センター職員が家庭等への同行訪問等を行うケースもあります。
- 児童相談所の援助方針に沿ったサポートプランを作成し、作成したサポートプランを児童相談所にも共有し、連携して家庭復帰を支援する場合があります。



(出所)令和6年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議「2. 取組事例」資料

? 関係機関の意識を高め、情報提供を促すには？

POINT

- こども家庭センターの意義や役割、支援の理念、関連制度について十分な説明を行い、関係機関の理解を促すことが重要。
- その上で、情報共有の場を作るなどして顔が見える関係性を築くことが求められる。

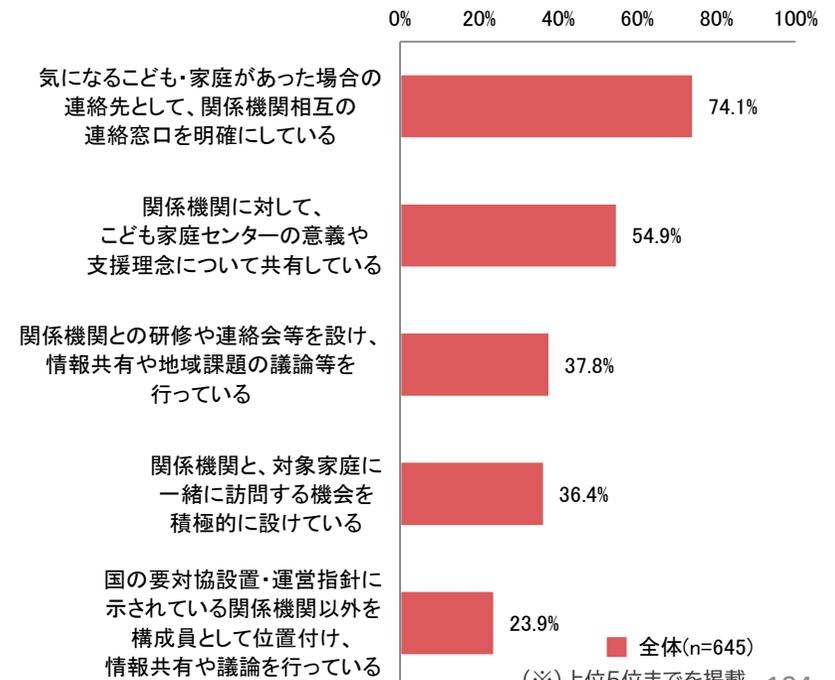
解説

センターの意義や役割、制度に関する説明を行うとともに、日常的な関係づくりに努める

- 自らの支援ニーズに気づいていない家庭や、支援を求めることに困難を抱える家庭を早期に把握するためには、民間団体も含め、**こどもや家庭と接点を持ちうる関係機関等との日常的な連携関係**を作ることが重要です。
- そのためには、こども家庭センターや要対協の仕組みや役割、及び関連制度について関係機関に**十分に説明**を行い、理解を促すことが大切です。
- 具体的には、関係機関等に、**こども家庭センターの意義や役割を説明**する、要対協やその他の会議の場で**関連制度に関する研修・勉強会**を開くこと等が考えられます。
- その上で、関係機関からの情報提供のハードルを下げるために、**定期的な関係機関訪問や連絡会等**、情報共有の場を設けたり、担当者間の**顔が見える関係づくり**を行うことが重要です。
- 併せて、日常的な情報共有が必要な関係機関等をあらかじめ**要対協の構成員として位置づけておく**等の工夫によっても、スムーズな情報共有が可能になります。

ガイドラインP114~118を確認

図表 関係機関との連携強化に向けた取組(複数回答)



事例 国の死亡事例検証報告書をもとに代表者会議で話し合いを行う（伊勢市）

- 代表者会議は年2回開催しており、1回目では、要対協の3層構造に関する説明や前年度実績、取組の報告を行っています。
- 2回目の会議では、**子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について専門委員会の報告の概要と提言をもとに話し合い**を行うなど、事例についても話し合う機会としています。

事例 アドバイザー派遣事業の活用（袖ヶ浦市）

- 年2回の代表者会議のうち、2回目の会議では、千葉県が実施している**アドバイザー派遣事業**を活用し、外部講師を招聘して話をしてもらいました。
- 各関係機関の代表者の意識を高め、実務レベルに反映させていくための工夫と考えています。

Tips 関係機関との連携に関する工夫

- アンケートの自由記述では、庁外の関係機関との連携について以下のような工夫が挙げられました。
- ◆ 毎年、**学校職員、保育所・幼稚園職員を対象に研修会を実施**。民生委員児童委員協議会の会長会において、**子ども家庭センターの意義をはじめ、児童虐待について説明**を行っている。
- ◆ 地域の**主任児童委員連絡会**や、子育て支援センター等に**子ども家庭センターの意義や支援理念、活動状況**について報告し情報共有を行っている。
- ◆ **子ども家庭センター設置**について、関係機関(学校、幼稚園・こども園・保育園、民生委員児童委員)に周知を兼ねて説明を行い、**気になる子ども・家庭があった際連絡してもらおうよう名刺サイズのカードを配布**した。
- ◆ **気になる子ども・家庭があった場合の連絡先として部会で関係機関の担当者リストを配布**している。

POINT

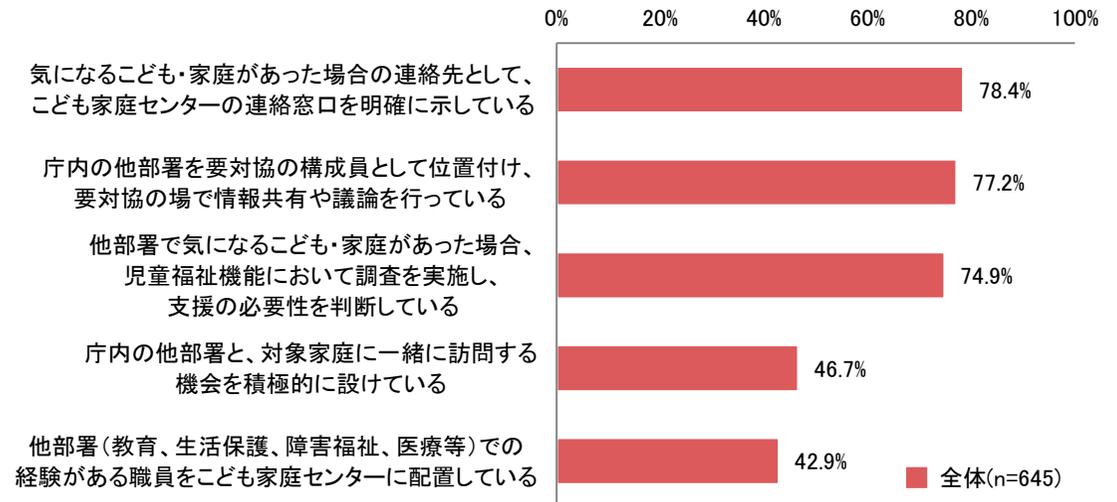
- 複合的な課題を抱えるこどもや家庭の支援にあたっては、庁内外問わず、高齢者福祉・障害福祉・生活困窮・医療等の他分野との連携が重要。

解説

その他の分野との連携によって、世帯全体の支援を行う

- 複合的な課題を抱えるこども・家庭への支援に向けては、前述してきた庁外の関係機関との連携だけでなく、身近な庁内の関係部署との連携も重要です。アンケートでは、他部署を要対協の構成員として位置づけている市区町村は7割となっていますが、他部署に対して、センターの意義や支援理念について共有したり、研修等を実施している市区町村は、3~4割にとどまっていることが分かりました。
- 保護者等の**家族への支援**や**ヤングケアラーの支援**にあたっては、高齢者福祉・障害福祉・生活困窮・医療等の部門との連携が重要です。家族全体の支援やヤングケアラー支援の重要性、ヤングケアラーに気づくためのポイントを庁内他部署やサービス事業所、地域包括支援センター、医療機関等に伝えていくことも求められます。
- 児童家庭支援センターとの連携**も重要です。支援計画やサポートプランの作成にあたっては、**児童家庭支援センターが関わっている家庭に作成する援助計画との整合性を図るため**、十分な協議を行いましう。

図表 庁内の他部署との連携強化に向けた取組(複数回答)



(※)上位5位までを掲載

事例 重層的支援体制によって、複合的な世帯の課題をまるごと支援（涌谷町）

- 涌谷町では、要対協は「涌谷町虐待防止等対策連絡協議会」の中に位置づけられています。**児童だけではなく高齢、障害、DV等をまとめて議論**する代表者会議を年1回実施しており、世帯への支援を深めやすいという特徴があります。
- また、要対協にさまざまな部署（**住宅課、水道課等**）が参加しており、転入出や町営住宅の申し込み、水道の停栓状況、国保税の滞納等があった場合にも、**各窓口から情報共有を受けやすい体制**を作っています。
- こども家庭センターの立地についても、1フロアに子育て支援課子育て支援班（児童福祉機能）、健康課健康づくり班（母子保健機能）、福祉課福祉班（生活困窮等の担当）、福祉課包括支援班（障害福祉・高齢者福祉等を担当、重層的支援体制整備事業を実施）が設置されていることから、**要対協登録されている家庭について、他部署と一緒に協議**することは多々あります。

Tips 庁内関係部署との連携に関する工夫

- アンケートの自由記述では、庁内の関係部署との連携について以下のような工夫が挙げられました。
- ◆ こども家庭センターの設置やその目的、役割等について、**関係部署（教育、高齢者福祉、障害福祉等）**へ説明を行っている。
- ◆ 庁内の**他部署で行われる研修会**にてこども家庭センターの意義や活動状況を報告。
- ◆ **要対協の構成員として教育委員会、男女共同参画、生活保護、障害者福祉担当職員**を位置づけている。
- ◆ 要対協の構成員となっている庁内各課において、**心配なケースが来庁された時は、こども家庭センターの連絡窓口**に連絡してもらうこととしている。



7. の内容で、気になったことや職員と共有したほうがよいこと等があれば以下に記録しておきましょう

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」

<検討委員会 委員> ※氏名は敬称略・五十音順。所属・肩書は令和7年3月31日時点。

座長	佐藤 まゆみ	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 准教授
委員	加藤 のぞみ	沖縄県中城村 こども課 子育て支援係 係長
	小稲 文	国際医療福祉大学 成田看護学部看護学科 助教
	橋本 信也	豊中市 こども未来部 はぐくみセンター センター長 兼 こども安心課 課長
	畠山 由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授
	藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
	牧戸 貞	桑名市 子ども総合センター センター長
	渡部 圭子	松戸市 子ども部 こども家庭センター 統括支援員・保健師長

<オブザーバー> ※氏名は敬称略。所属・肩書は令和7年3月31日時点。

伊藤 丈泰	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 課長補佐
福井 充	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 調整係 係長
星野 尚子	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 調整係
木村 美憂	こども家庭庁支援局 虐待防止対策課 調整係

<調査研究実施主体> ※所属・肩書は令和7年3月31日時点。

横幕 朋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 副主任研究員
鈴木 陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 主任研究員
山田 美智子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 研究開発第2部(大阪) 主任研究員
松井 望	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 副主任研究員
荻野 琴	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究員
三浦 まい	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究員
杉浦 悠花	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究員

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」

こども家庭センターの業務に関する実践ポイント集

令和7年3月

発行元:三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2